平成３０年第１回　飯塚市議会会議録第５号

平成３０年３月５日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１２日　３月５日（月曜日）

第１　一般質問
第２　議案に対する質疑、委員会付託
　１　議案第　１号　平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第７号）
　　（　総務委員会　）
　２　議案第　２号　平成２９年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第３号）
　　（　経済建設委員会　）
　３　議案第　４号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
　　（　協働環境委員会　）
　４　議案第　５号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計予算
　　（　福祉文教委員会　）
　５　議案第　６号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
　　（　協働環境委員会　）
　６　議案第　７号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　７　議案第　８号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　８　議案第　９号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　９　議案第１０号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　10　議案第１１号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　11　議案第１２号　平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　12　議案第１３号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
　　（　協働環境委員会　）
　13　議案第１４号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
　　（　福祉文教委員会　）
　14　議案第１５号　平成３０年度飯塚市水道事業会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　15　議案第１６号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　16　議案第１７号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計予算
　　（　経済建設委員会　）
　17　議案第１８号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計予算

（　経済建設委員会　）
18　議案第１９号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（　経済・体育施設に関する調査特別委員会　）
19　議案第２０号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（　経済・体育施設に関する調査特別委員会　）
20　議案第２１号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）
21　議案第２２号　飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
（　総務委員会　）
22　議案第２３号　飯塚市税条例の一部を改正する条例
（　総務委員会　）
23　議案第２４号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）
24　議案第２５号　飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）
25　議案第２６号　飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例
（　福祉文教委員会　）
26　議案第２７号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
（　福祉文教委員会　）
27　議案第２８号　飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）
28　議案第２９号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
（　福祉文教委員会　）
29　議案第３０号　飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例
（　福祉文教委員会　）
30　議案第３１号　飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
（　協働環境委員会　）
31　議案第３２号　飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例
（　経済建設委員会　）
32　議案第３３号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
（　総務委員会　）
33　議案第３４号　嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結
（　総務委員会　）
34　議案第３５号　桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結
（　総務委員会　）
35　議案第３６号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
（　総務委員会　）
36　議案第３７号　市道路線の廃止
（　経済建設委員会　）
37　議案第３８号　市道路線の認定
（　経済建設委員会　）
38　議案第３９号　専決処分の承認（平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第６号））
（　協働環境委員会　）

第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
　　１　議案第５５号　平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第８号）
　　（　福祉文教委員会　）
第４　請願の委員会付託
　　１　請願第１４号　玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願
　　（　総務委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）
　これより本会議を開きます。３月２日に引き続き一般質問を行います。１５番　梶原健一議員に発言を許します。１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　通告に従い、今回は財政見通し、それから障がい者支援について、質問を行います。
　財政見通しにつきましては、初日から代表質問、それから一般質問でも数々の議員さんが懸念されて質問されております。その中で重複する部分が多々ありますので、今回通告しております１番、２番、４番について、質問を取り下げさせていただきます。
　それでは初めに、３番目の普通交付税の推移と今後の見通しについてを質問させていただきます。地方交付税は歳入の根幹となる財源であり、地方財政計画の変更によっては、本市の財政運営に強く影響を与えるものと思われますが、普通交付税の推移と今後の見通しについてはどのようになっておるのかお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
　普通交付税は年度により制度が大きく変動することも予想され、地方財政計画のフレームを想定することは困難と考えられるため、現時点で捕捉できる数値を根拠に本市の独自推計により算出をいたしております。普通交付税は合併後の平成２３年度が１５１億７３００万円とピークとなっており、その後は減少傾向を示しております。また、合併算定替の開始年度となる平成２８年度からは、５カ年で順次算定額の１割、３割、５割、７割、９割と削減され、大幅に普通交付税額が逓減していき、２０２１年度に本来の一本算定となります。なお、平成２９年度普通交付税は１４０億９千万円となっております。一方、財政見通しの推計では合併算定替の終了や人口減少の影響があるものの、扶助費や医療保険関係等繰出金の影響額の増により、おおむね平成２９年度決算見込み額と同額程度で推移するものと推計いたしております。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　普通交付税の歳入確保が不透明な状況であることにより、本市の財政運営は厳しいものと推測されますが、安定的な市政運営を行うためには、市政運営に必要な財源確保が重要と考えますが、長期的な視点に立脚した財源確保はどのようなふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
　２０２７年度では財政調整基金・減債基金残高が１９億１千万円まで減少することが見込まれ

ておりますので、基金の取り崩しだけでは対応できない状況も想定されます。住民福祉の確保や市民サービスの低下を招かないために、新たな自主財源の確保が重要と考えております。安定的な財政運営を図るためには、財源確保の方策として、既に導入しておりますふるさと納税制度などの民間資金を活用した資金調達手段が地方自治体と資金提供者にとって有効であるとされております。ふるさと納税制度を初め、民間資金の活用を市全体で取り組むことが重要でありますので、民間資金の活用を含め、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

ふるさと納税、それから民間資金の活用を市全体で取り組んでいくことが重要であると。それで安定的な財政運営に努めていくということですけれども、確かにふるさと納税につきましては、平成２５年度から一気に億の単位、今までよりも２０年度は７６０万円でしたけども、２５年度に２６００万円、２６年度は少し下がりましたけれども、また２７年度にそれを上回り、２８年度においては一気に１億７千万円以上の効果が出ております。２９年度におきましては、約５億円に近づこうかというところまで、担当課の職員の頑張りでそこまで上がってはきておりますけれども、確かに、年々の上がっていく納税のおかげで、市のいろいろなところで、このお金が流用されていくことは大事だと思っております。

しかし、果たしてこれがよその市町村もこの制度に向けて、やはり飯塚市がこのようなことをした、これをまねしてこれに似たようなことで頑張ろうということになれば、お互いに、そこで競争が始まると思います。ですから一概に上がってきた計算が、そのまますっと流れていくとは思っておりませんし、しかし、今まで以上に職員の方が努力されて、次の目標をこの倍の１０億円という形でやっていきたいというような思いもありますし、ただ、ふるさと納税制度の資金の、お金の使い方につきましては、やはり、一般財源に全て持ち込むのではなくて、特定財源として、福祉の向上や学校教育、それから、今飯塚市で力を入れておりますまちづくり協議会等の運営資金を、しっかりそういったところで活用して、飯塚市の発展のためにつなげていっていただきたいと思います。ですから、ふるさと納税制度のお金も大事ですけれども、それ以上にやはり、市民にも周知していただいて、無駄な出資をできるだけそこで考えながら削っていきながらよりよい支援運営をしていただきたいと思っております。

ただ、１０年間のシミュレーションの中では、数字的にはずっと下がってきておりますけれども、やはりそれは計算上でもというか、今の推移でいくとの計算でしょうから、そこのところはどこかで大きな歯どめをかけながら、また大きな自主財源確保に向けた努力をしていただきたいと思っておりますので、その辺をあわせて要望してこの質問については終わらせていただきます。

次に、障がい者の支援についてお尋ねをいたします。昨年７月に障がい者相談支援のワンストップ窓口として設置されました基幹相談支援センターについて、設置のメリットの質問をした際の答弁として、相談内容を集約して効果的に業務を行うことができ、高い専門性を求められるものや、複雑困難事案を取り扱い、ワンストップの相談窓口として機能できると答弁されました。開所から約８カ月が過ぎましたけれどもどのような効果が見られたのかお尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

基幹相談支援センターの効果でございます。センターの設置以前は障がいのある方などから本市の窓口に相談があった場合は、身体、精神、知的といった障がいの種別に応じて５つの障がい者生活支援センターの中から専門性の高いセンターを選んでご案内しておりました。センター機能を集約した基幹相談支援センターの開設により、障がいの種別を確認することなく、迅速に対応できるようになりました。

また、相談件数につきましては、平成２８年度に１４０件であったものが基幹相談支援センター開設後の平成２９年７月から平成３０年１月末時点で１７８件となっております。これらの相談に対する支援件数は、平成２８年度に１１６８件であったものが、平成２９年７月から平成３０年１月末時点で９３５件となっておりまして、基幹相談支援センターが総合相談窓口としての役割を果たし、計画相談などの個人への支援については、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員へ引き継ぐなど支援体制の裾野の広がりが少しずつ進んできていると受けとめております。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

では、基幹相談支援センターには、５つの障がい者生活支援センターの中から専門性の高い方を１名ずつ出してきていただいて、それに市の職員の方やらいろいろ職員の方を入れられて、今現在９名の方で運営されていると思います。地域自立支援協議会を運営していく役割があると思いますけれども、その活動現在どのような状況なのかお尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

この基幹相談支援センターでは、総合相談窓口としての役割を果たすとともに、地域自立支援協議会の運営事務局としても取り組みを進めてきておりまして、現在では医療機関、福祉関連機関、教育機関などとの連携業務が徐々にふえていることから圏域の相談支援におけるかなめとして、基幹相談支援センターの機能が充実してきていると考えております。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

地域自立支援協議会については、その協議会の趣旨それから今後どのような方向で運営されるのが望ましいのかまた、この協議会につきましては、飯塚だけではなく嘉麻市、桂川町と圏域、圏外でも一緒になってやっておられると思いますけれども、これからその対応はなかなか難しいんではなかろうかと思いますけれどもその辺をお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

本協議会は、当事者、ご家族、福祉、教育、医療、労働、相談支援、行政の各機関が連携し、障がいのある人が安心して暮らせるよう取り組んでいく合議体でございまして、障害者総合支援法においては、関係機関などの連携の緊密化を図りながら障がい者などへの支援体制に関する課題の情報共有、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場となっております。障がい福祉の分野だけでなく、日ごろから地域の多様な課題に取り組んでおられる皆さんが、障がい福祉の問題解決に向けて協働して関わっていただく仕組みづくりを行っておるものでございます。

本協議会は、全体会議、運営会議、専門部会、個別支援会議で構成されておりまして、全体会議においては、地域における解決困難な課題や施策提案などの総括的協議を行い、自治体行政の諮問機関である２市１町それぞれの障がい者施策推進協議会へ報告、施策提言を行うことも可能としております。専門部会につきましては、現在、相談支援部会と在宅医療ケア部会の２つを立ち上げておりますが、今後も必要に応じて新たな専門部会の設置を行い地域のさまざまな問題を明らかにして協議を進め課題解決につなげることができるよう関係機関との協力や連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
ぜひ、しっかり協議を進めていただきたいと思いますけれども、この基幹総合相談支援センターには、相談が去年の８月からことしの１月までに結構な数の相談件数があっております。また、その相談内容につきましては、やはり福祉サービスに関する相談が一番多いようでございます。次に、病気に関する相談それから障がいに関する相談となっておるようですけれども、やはり福祉サービスに関する相談がそれだけ多いわけですから、しっかりこの協議会が実際に障がい者支援の根幹になるものだと思っております。ですから、協議会の会議を密にしていただいて、今後とも障がい者支援についてしっかり対応していただくようにお願いをしたいと思います。
次に、視覚障がい者の支援についてをお尋ねいたします。本市には、視覚障がいの手帳所持者はどれくらいおられるのか、また、視覚に障がいのある方へのどのような配慮が必要なのかお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
視覚障がい者の方では約４６０人の方がおられ、身体障がい者手帳を所持しておられます。配慮方法につきましては、視覚に障がいのある方は障がいの程度によって全く見えない方と見えにくい方がおられます。見えにくい方の中には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗い所が見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくい方がおられます。周りの状況がわかりにくいため音声を中心に情報を得られておられます。話しかけるときには名前を名乗って話かける。相手がいなくなったことを気づかないときがあるため黙ってその場からは離れない。内容を具体的に説明するなどの配慮が必要になります。
○議長（藤浦誠一）
１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
市内に４６０人の方がおられるということですけれども、それではその方たちに対する支援について、現在飯塚市ではどのような支援を行っておられるのかお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
国の法制度に基づく障がい者福祉サービスでは、重度の視覚に障がいがある方に外出時の移動、代筆や代読を含む視覚情報支援などを行う同行援護、日常生活を容易にするための眼鏡や盲人安全つえなどの補装具の交付、視覚障がい者用時計、拡大読書器などの日常生活用具の給付を行っております。一方、本市では視覚障がいのある方への情報提供といたしまして、音訳ボランティアの協力のもと希望される方には広報いいづかをテープやＣＤなどにより声の市報として作成、発行しております。また、市役所からの通知などのお知らせは点字表記で行っております。そのほか点字ブロックの設置や視覚障がい者用信号機の設置などについて関係団体、機関と連携し支援を行っております。今後は専用の読み取り機やスマートフォンアプリによって文字を読み上げる音声コードを普及させていく必要があり、平成２９年度において市役所内各課の職員に対する説明会を開催しており今後普及させていく予定でございます。
○議長（藤浦誠一）
１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
しっかり普及させていただきたいと思いますけれども、視覚障がいの方に市民が接する機会というのはあまりないとは思いますけれども、やっぱり時々視覚障がいの方が歩いておられたりと

か、そういったところを見かけるわけですけれども。そういったときに自分でどのような配慮ができるのかということをしっかり学んでいきたいなとは思っております。

また、先日ですけれどもＪＲで飯塚市役所に来るときに新飯塚駅で視覚障がいの方が乗っておられたことに気づきまして、降りるのもほかの人が降りてから降りられて、自分のことで配慮しながら自分のことで動いておられたというか、ほかの健常者の方が先にどんどんどんどんさっと降りられて何かそういったところで自分はちょっと気がつきましたのでその後について降りたんですけども、そしてそれからどういう動きをされるのかなと。下に点字の目安の点字ブロックがありますが、それを目当てに行かれるわけですけれども、新飯塚駅は御存じのように上の高架が２つあるんですよね。駅東の方たちが買い物に来られる通路ともう一つホームが向こうに渡る高架があるわけですけれども、そこにちょうどそれは柱型みたいなのが立っていまして歩く幅がちょっと狭いものですから、やはり人が並んで歩くと難しいんじゃないかなと。私もじわっと横につきながら大丈夫ですかねと言いながら本人はエスカレーターのほうに誘おうかと思ったら、階段で上がるということで、自分でどんどんどんどん上がっていかれるわけですよね、やっぱり慣れておられるからでしょうけれども。後ろからついては行きましたのですが、そのあと降りるときはどうされるのかなと思っておりましたけれども、トイレに行かれてずっと待っておりましたけれども、しばらく出てこられなかったんで、駅員さんに言ってこうしておられますから後をよろしくお願いしますと言って出たんですけれども、やはり最後までそこの表に出るまでどういう動きをされてどういう不都合があるのかなというのを確認しなかったのがちょっとまずかったかなとは思いますけれども、これからやはりそういった方たちに対する対応の仕方を学んでいかなければならないなと思いました。

次に、聴覚障がい者に対する支援についてお尋ねをいたします。聴覚障がい者の手帳保持者はどれくらいおられるのか。また、聴覚に障がいのある方に対してどのような配慮をされておるのかお尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

聴覚障がいの方は約６００人の方がおられ、さらには音声、言語、そしゃく機能障がいの方が約７０名おられ身体障がい者手帳を所持しておられます。配慮方法につきましては、聴覚、言語障がいのある方は、障がいの程度によって全く聞こえない方と聞こえにくい方がおられます。さらには言語障がいを伴う場合とそうでない場合がございます。外見からはわかりにくく、視覚を中心に情報を得られておられます。筆談や手話などの音声以外の方法でコミュニケーションをとる。会議や講演会などでは手話通訳や要約筆記を行う。話し手やスクリーンなどが見やすい位置に案内するなどの配慮が必要となります。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

さきの６月市議会の定例会におきまして、同僚議員の一般質問で手話は、聴覚、言語障がい者相互の意思疎通や聞こえる人との意思疎通を図る有効な手段であり、同時に人と人との相互理解を深める言語としての役割や機能があるとの答弁がありました。そこでお尋ねしますが意思疎通支援者派遣事業は、聴覚障がい者の日常生活を支える有効な手段であると思います。本市では、派遣の状況はどのようになっておるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

聴覚障がいのある方への支援といたしまして、意思疎通支援者派遣事業を実施しております。

健康管理のための病院での受診、社会参加、家庭生活などにおいて支援を求められる場合に必要な支援者を派遣しております。

平成２８年度の派遣件数は２３０件で、病院での受診における支援が主なものでございます。また、意思疎通支援者派遣事業運営委員会を設置いたしまして、事業の円滑な運営と聴覚障がい者の福祉の増進を図っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

それでは、本市の意思疎通支援者数及び福岡県認定手話通訳者の登録者数はどのくらいおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

平成２９年度現在の意思疎通支援派遣事業に係る支援者は２４名の方に支援をいただいております。また、平成２９年度現在の福岡県認定手話通訳者数１４３名のうち、本市における登録者数は８名おられます。このうち１名が本市の嘱託職員として、聴覚障がいのある方が諸手続に来庁された場合の対応を行うとともに、市職員に対する聴覚障がい者への対応要領や手話研修などの指導を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

では、手話を言語として普及する有効な支援事業として、手話奉仕員養成講座を実施されておると思いますけれども、現在どのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

手話奉仕員養成講座は１回２時間を単位として、入門課程２０回と基礎課程２２回を受講してもらい、日常生活で必要な手話や手話表現技術の習得を図っております。

平成１８年度から２９年度まで入門課程の修了者数は２７１名、また、入門課程受講後の手話技術向上のために平成２６年度に創設した基礎課程修了者には、これまで９４名を養成してきております。受講修了後は手話の会でのボランティア活動や学校、病院、福祉施設、会社などにおいて意思疎通を図ることに支障のある障がい者の方などの自立した日常生活や社会生活での支援活動を行っており、また本市においては、さまざまなイベント、会議、講演会などにおける情報保障を担っております。

○議長（藤浦誠一）

１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

たくさんの方が受講されておるわけですけれども、市内での聴覚障がい者に対する支援の輪をもっと広げていただきたいと思いますけれども。一人でも多くの方に手話奉仕員養成講座を受講していただくことが大切であると思います。今後、どのように取り組みを進めていくのかお尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

同じ生活圏域でございます嘉麻市、桂川町とともに効果的な手話人材養成の拡大と充実を求め

て今後は、２市１町において手話奉仕員養成講座の合同開催に向けての事業展開を目指しております。少しでも手話がわかる方をふやし、また、手話のできる方を養成していくことが課題でありまして、また、地域社会の身近なところで手話によるコミュニケーションが日常的に行われることを目指して積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、手話奉仕員養成講座の開催に当たりましては、ボランティア団体である手話の会の皆さんや聴覚障がい者団体とともに連携して実施していくことが極めて重要でありまして、今後も各団体の意向を受けとめながら事業を展開してまいります。

○議長（藤浦誠一）

　１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

　ぜひ実施をしていただきたいと思いますが、視覚障がい者や聴覚障がい者が障がいのある人もない人も共に生き生きと暮らせる共生のまちづくりを本市の基本理念として要望されております。共生社会のまちづくりや、お互いを大切にして助け合う人々は、行政の施策だけで実現できるものではありません。市民が共有していくことこそが大切であると思います。障がいのある人がまちに出て買い物をしているとき、日常生活の中で実際に接し、かかわり合う機会をふやし、このような機会を通じて障がいのある人とない人がお互いに理解し合っていく何らかの仕組みづくりが今後必要になってくると思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２８年４月に障害者差別解消法が施行され、本市では、市職員、地域住民、民間事業者などに対して障がい者差別解消に係る研修会を開催するとともに、機会あるごとに障がい者に対する正しい理解の促進を進め、また、福祉のつどいを初めとするイベントなどにおいて緩やかな交流の機会の創出を積極的に行ってきております。しかしながら、このような市行政だけの取り組みだけでは、市民の皆様に障がい者に対する正しい理解と共助の意識を十分に深めることは大変難しく、公助だけでは実を結ばないと考えております。市民の皆さんには、日常生活において障がい者に対する配慮の取り組みを一歩一歩積み重ね、経験していただくことが障がいのある人もない人もお互いにその人の個性を認め合い、支え合い、ともに生きる地域社会の実現にとって大きな意味があるものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１５番　梶原健一議員。

○１５番（梶原健一）

　さきの６月定例会において、同僚議員が一般質問の中で手話言語条例に係る今後の対応について要望を上げられていました。近隣の直方市や朝倉市でも平成２９年３月に条例を制定された経緯があります。条例制定後、これらの市が今後どのように取り組もうとしているかなどを調査研究していただき条例の制定が聴覚障がい者支援につながるものであるなら、本市においてさらに検討を進めていただいて条例制定に向けた検討を十分重ねていただきたいと思っております。

　次に、災害時における障がい者に対する支援について、お尋ねをいたします。障がい者の中には指定避難所で生活が困難な方がいることから安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置についてあらかじめ準備をしていくことが必要だと思いますが、どのような体制を整えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　日常生活において、身体の全てに介助が必要な障がいのある方や高齢者などの要配慮者におい

ては、市内の入所機能を有する障がい者支援施設、特別養護老人ホームなど２７施設との間で災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、福祉避難所として指定しているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　市内に２７カ所指定してあるということですけれども、数につきましては、旧飯塚に１２、穂波、頴田、筑穂がそれぞれ４、庄内が３カ所ということで、ある程度の確保はされておると思いますけれども。では、災害が発生した場合、直接障がい者は、福祉避難所に避難することになるのかお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　まずは命を守るため障がいのある方もない方もともに市が指定する指定避難所に避難していただき、そのうち障がいのある方や高齢者の中でも特に日常生活に身体の全てに介助が必要な方については、福祉避難所での避難生活が必要であると判断された場合には、災害対策本部で福祉避難所の設置を決定後、福祉避難所として指定する施設へ移送することになります。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　それでは、大規模な災害が発生した場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した市内の障がい者支援施設だけでは受け入れ人数に不足はないのかどうかお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　平成２５年８月に国において、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定が行われまして平成２８年４月には、福祉避難所の確保・運営ガイドラインの作成が行われております。これを受けて福岡県においても平成２９年３月に、福祉避難所設置・運営に関するマニュアルを改定するとともに、福祉避難所への広域避難に関するマニュアルを作成しております。
　本市におきましては、平成２８年の熊本地震のような災害の事態に備えまして昨年１０月に、県内他市町村にある福祉避難所への広域避難の受け入れが可能となるよう従来の災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定の見直しを行い、福祉避難所を運営する市内各施設に対して説明会を行った上で改正の趣旨をご理解いただきまして協定の再締結を行ったところでございます。これにより福祉避難所での受け入れは市内だけでなく、県内広域に及ぶことになりましたので相応の体制づくりができるようになったものと考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　それでは指定避難場から福祉避難所へ、あるいは福祉避難所から入所施設へと緊急に移送する手段についてはどのような体制になっておるのかお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　要配慮者の移送手段につきましては、まず家族の支援を受けることが可能な場合は家族による自力避難となります。また、家族の支援がない場合や支援できない場合は、自主防災組織、民生

委員、支援団体、市職員などの支援を得て避難することになります。さらに、要配慮者の状態に配慮を必要とする場合などは、福祉避難所として指定した施設の管理者と協議し、福祉車両や福祉専門職員による移送の協力を求めることになります。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　平成２８年の熊本地震では、要配慮状態ではない市民が避難を求めて福祉避難所に避難されたために開設がおくれたと聞いております。防災リーダーや自主防災組織と連携し、障がい者や高齢者などの要配慮者への支援を円滑なものとするよう、より一層の啓発活動をしていただきたいと思っております。
　次に、災害時に障がい者や高齢者などの要配慮者を支える地域住民の理解と協力が必要不可欠であると思われます。飯塚市ボランティア連絡協議会では、「いざという時に力を」をテーマに防災運動会を開催していると聞いておりますがその趣旨はどのようなものかお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　防災運動会の件でございますが平成１９年に社会福祉法人岐阜アソシアで、「いつか来るその前に防災知識を一緒に学ぼう」という趣旨のもとで始まった防災運動会を参考に本市では、平成２６年度から飯塚市ボランティア連絡協議会が主催し、防災安全課や社会・障がい者福祉課などが共催いたしまして毎年１１月の最終日曜日に１００名を超える市民の方々に参加していただき開催をしております。障がいのある人もない人も地域で暮らす子どもから高齢者までが一体となって、防災クロスロードや段ボールベッドづくりなど防災に関する競技を通じ、災害時における地域での活動を学ぶとともに共助の認識を体得してもらい、さらには、障がいのある人など、社会的弱者への理解を深めながら防災意識の向上を図ることを目的として開催をしております。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　防災運動会の取り組みが市内各地に広がれば障がいのある人もない人も子どもから高齢者まで共助の認識と防災意識の向上、市民啓発が促進されると思われますけれどもどのように考えておられますか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　これまで過去４回、サンアビリティーズいいづかで開催をしております防災運動会でございますが質問議員ご指摘のとおり、市民の皆さんの防災意識と共助に関する認識を深めていただくためにも今後は市内各地での開催に向けて主催者である飯塚市ボランティア連絡協議会とともに防災安全課やまちづくり推進課などの関係各課とも協議して拡大、充実を図る必要があると考えております。
○議長（藤浦誠一）
　１５番　梶原健一議員。
○１５番（梶原健一）
　障がい者や高齢者などの要配慮者の対応については、その状態や程度がさまざまであります。対応の困難な場合が予想され、また、大規模災害の場合は市職員自身も被災し職員を確保できない場合も想定しなければなりません。市職員の皆さんには、災害対応訓練などの研さんを深めていただき災害時に備えていただく一方で市民の皆様には、障がい者や高齢者などの要配慮者への

支援には日ごろから地域社会で支え合う共生のまちづくりへの意識と地域住民相互の信頼関係や結びつきを高めていくことが最も重要であると思います。このことについては、広く啓発を進めていただきたいと思いますし、また、先ほどの中で防災安全課の話も出ておりましたけれども、当初、自主防災組織の編成について進めておりました。けれどもまちづくり協議会等が自主防災組織はつくっておりますがその他の大きな自治会等にはまだまだ設置されておりません。１０年を目指して各自治会に自主防災組織をつくるということでございますけれども、より早くその設置をしていただいてやはり地域の障がい者の方に限らず要支援の方たちもしっかり地域で見守り支え合う、そしてお互いに助け合うということを十分に啓発活動の中で進めていただいて本市が災害に強いまちだということを示していただくようにお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前１０時４３分　休憩

午前１０時５６分　再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。７番　川上直喜議員に発言を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。第１は、片峯市長の市政運営の姿勢についてであります。１点目は公共施設の整備についてです。事業費１５億５千万円と見込んだ市体育館の大規模改修をやめ、４５億３千万円の巨額を投じて移転新築する市長の方針転換は、法律で義務づけられた耐震診断を放棄し、県知事から実行せよと命令が届いても、建てかえると決めた施設の耐震診断をするという税金の使い方はできないと片峯市長が異議を唱えるなど、異常な空気が市役所に広がった中で推し進められています。昨年７月２１日の庁議での議論は結論が出ず、決定については市長に任せるということで意見集約となったとの説明がありました。市議会の次の経済・体育施設に関する調査特別委員会が５日後に迫った８月２日、市長が副市長、関係部長との協議で最終決定したとのことであります。これに対応することも含めて見直された市財政の見通しには、１２年前の非常事態宣言のときを上回る深刻な事態に転落することがくっきりあらわれています。もともと市長は教育長時代から大規模改修方針には反対であり、その意向は市役所幹部によく知られ、さらに体育館のあり方を諮問した審議会での審議のスタートのときから市の意思として知らされ、わずかな時間のやりとりで、移転新築でいこうということになりました。今回の方針転換は、国の借金誘導により、市財政の状況をまともに考慮しないものであり、駐車場が不足した、大規模改修しても長くはもたない、避難所機能を強化するなどの口実が成り立たなくなってくると、次には、市の将来のためと抽象的なことを言うしかできなくなりました。市長はこの際、このような市政運営を深く反省して立ちどまり、３月５日、きょう、報告がまとまる耐震診断に基づいて大規模改修を検討し、その結果を公表の上、時間をかけて市民の意見を聞く住民が主役の市政に立ち戻るべきでありませんか。市長の答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

体育館の整備計画につきましては、平成２８年度より議会の議決を受け、市民の意見をお聞きします附属機関といたしまして、体育館等施設整備検討委員会を設置し、平成２８年６月３０日の第１回から平成２９年３月１３日までの６回の審議を経まして、合議のもと答申書が策定され、

昨年、２９年５月８日に市長宛てに答申がなされております。その後、２９年６月の議会におきまして特別委員会が設置されまして、平成２９年７月１２日から今まで９回の審議が行われております。答申を尊重しまして、耐震化の必要性、施設設備の老朽化、空調、バリアフリーの課題、駐車場の狭隘等々の解決のため、平成２９年８月７日の特別委員会におきまして、市長よりその意向表明となっております。その後は、移転場所も含めまして基本計画案を庁議において確認をし、市民の意見をお聞きする機会も設定しました。最終的には基本計画の決定につきましても庁議において確認を行っております。基本計画におきましては、特別委員会において説明しておりますとおり、建てかえにおいて有効な財源の活用から、平成３３年度をめどに事業を進めることといたしまして、今回、平成３０年度に関連の予算を計上させていただいております。質問議員が言われますように、あわせて耐震診断を実施して、本日その審議がなされておるかと思います。万が一に補強が不要という結果が出ましたら改めての判断もあろうかと考えておりますけれども、現状の課題、財源の問題等々からこのような段取りで現状に至っておるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

川上議員、質問をしてもらってもいいですか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

これほどの重大な方針転換に、片峯市長が教育長時代からこのようにかかわりを持ったということを指摘し、今後のことについても提案しているのに答弁に立てないということを確認します。

昨年２０１７年５月公表の小中学校空調設備設置計画は、今年度からの５カ年で１５億４千万円をかけ、小中一貫校は電気方式、その他は基本設計の段階で電気方式かガス方式かを決めていくということであります。業者選考委員会の責任者である副市長が昨年４月、奈良、京都へ業者、市幹部らと１泊旅行に行ったときにガス事業者が一緒であったかどうかについて、市長は既に承知のことであります。今回、エアコン設備に当たり公正さを確保するために少なくとも副市長の影響力を除外するための措置をとり、襟を正すべきであります。市長の見解を伺います。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

市内全小中学校への空調設備設置につきましては、飯塚市立小中学校空調設備設置計画に沿って、今年度より取り組んでおります。ただいま質問議員がおっしゃいましたとおり、設置計画ではエアコンの熱源を小中一貫校につきましては電気方式とし、その他の学校については原則、熱源は電気とするが、ランニングコスト、維持管理の難易度及び設置にかかる費用などを総合的に比較、検討して、熱源を決定することといたしておりました。本年度の設置委託におきまして、１２月に設計業者からイニシャルコスト、ランニングコスト等の状況からガスに比べ電気方式に優位性があるとの結果が出ましたので、設置する空調設備の熱源を電気することを教育委員会において決定をいたしております。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

答弁を求めておるのに、質問に対する答弁はされていません。状況説明は今聞きました。質問に対する答弁はされていません。通告はしています。

○副議長（佐藤清和）

もう一度、質問ではっきり言っていただけませんでしょうか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

今回、エアコン設備に当たり公正さを確保するために、少なくとも副市長の影響力を除外するための措置をとり、襟を正すべきであります。市長の見解を求めます。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。
○総務部長（安永明人）
エアコンの整備につきまして、今後、教育委員会のほうから執行伺等が出てまいりますれば、その後において、ただいまの飯塚市の入札制度において業者選考等を行っていくことになろうかというふうに考えております。
○副議長（佐藤清和）
市長。
○市長（片峯　誠）
ただいまのご質問でございますが、これまでもご指摘のような個人の影響力がそのような公平さを損なうような考え方は毛頭持っておりませんし、今回ご指摘の件につきましても、教育委員会のほうからさまざまな調査において、それをもとに方向性が出ておりますので、今ご懸念のようなことにはならないと私は思っておりますし、公平公正な見解から職務に当たっていきたいと思っておるところです。
○副議長（佐藤清和）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
体育館については説明責任を問うたわけです。空調の問題、整備については任命責任を問うたわけです。
２点目は市有財産の管理と取得についてであります。まず、嘉飯山砂利建設株式会社の市有地の不法占拠についてです。昨年６月議会の私の質問に市長は、「これまでの市の対応、私どもの対応がどうであったかということについては、真摯に振り返り、改めるべきところは改めていかなければならない」と答えられました。この反省の弁に沿ってどのように振り返ったか、その中で明らかにした改めるべきところについて伺います。答弁を求めます。
○副議長（佐藤清和）
行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
市有財産の管理につきましては、住民の財産であることを十分に認識して、適正な管理等に努めてきたところでございます。今後とも市有財産の適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
市長、今部長から改めるべきところはなかったという答弁ですが、その通りでいいですか。
○副議長（佐藤清和）
市長。
○市長（片峯　誠）
私なりに、本案件についてのスタート時からこの現状に至るまでの分を整理した中では、一つの段階の問題解決策、解決から次のステップに移る。そしてさらに次のステップに移るというような業務の仕方は当然、市のさまざまな業務の中においては、たまには起こり得ることだと思いますが、その段階を踏む中において、きちんと説明責任と公平さが担保できるような職務を、私ども行政としてしていくべきだというように思っておりますので、そのような点をしっかり踏まえて、行政職の職務執行に関しまして、管理、運営を行ってまいりたいと思っておるところでございます。
○副議長（佐藤清和）
７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）
　行政経営部長は、改めるところはなかったという答弁しました。今市長は、どこを改めなければならないのかまだわからないという答弁をしたと思います。そこで赤坂調整池用地として移転補償費を支払い、７５１５万円余で買収した土地から産廃が大量に露出して、工事を中止した事件についてであります。市長は、事前の土地調査等について、もっと所有者の理解を得ながら目視のみでなく、細やかに調査を実施していれば、もしくは実施することができていれば、このようなことにはならなかったと、議会で反省の弁を述べたことがあります。今回市長は、当初予算に熊添川流域調整池の用地購入関連予算として７７０６万円余を計上しました。市長は、答弁のしっ放しではなく、赤坂調整池用地買収をめぐる事件の教訓を明らかにしたかが厳しく問われます。そこで、細やかに調査を実施しなかった理由、及び責任の所在を調査した結果をお尋ねします。また、産廃が埋まっていることが確認されていれば、買収価格はどの程度が妥当だったのか、答弁を求めます。
○副議長（佐藤清和）
　都市建設部長。
○都市建設部長（鬼丸力雄）
　細やかに調査を実施しなかった理由でございますが、土壌調査につきましては、特定有害物質を製造、使用、処理していた特定施設があった土地や土壌汚染のある場合に実施が必要とされております。この土地に関しましては、特定有害物質使用特定施設や産業廃棄物が投棄されているという、事前に把握はできなかったものですから、実施を予定していなかったものでございます。今後は、地歴が明確でない土地、あるいは汚染の危険のある事業所の地歴がある土地については、所有者の協力が必要ではございますが、土壌調査を行うなどの対応をすべきと考えております。
　責任の所在を調査した結果につきましては、現地の地形を勘案し、調整池の適地として事業用地を選定し用地を取得いたしましたもので、通常の事業用地を取得する際の手法と同様の手順を行ったものでございます。今後は嘉麻市鴨生地区の長年の懸案事項でございます浸水対策事業をどのような事業展開ができるのか、経費節減も含め、飯塚市と嘉麻市の双方が知恵を出し合いながら、早期に完成をさせることが信頼回復に努めることと考えております。産業廃棄物が埋まっていることが確認されていれば、買収価格にどの程度が妥当だったかというご質問につきましては、取引事例や地形等を考慮して算定される土地鑑定評価には地価の状況や土質等は反映されていないことから、一概に妥当な価格として回答することは難しいと考えます。しかし、事前に産業廃棄物の存在が確認されれば買収価格にも影響しますし、用地買収の可否についても慎重に検討することになります。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今の程度のことであれば、熊添川流域調整池用地購入について、同じ轍を踏む、そういう危険がないか指摘をしておきたいと思います。
　次は、子どものための療育サービスのための施設の不動産管理をしているだけの麻生株式会社に本拠地を置く株式会社療育振興プロジェクトの執拗な要求に応じて、頴田病院の敷地の一部を切り離した市有地の無償貸し付けを契約に違反して５カ年延長を認めました。１２月定例会で副市長が、「そういう施設がこの地域からなくなるおそれもあるということを鑑みまして、再度、５年間の無償の貸し付けということでさせていただいた」と答弁し、私が、相手側がそう言ったのかという質問をすると、副市長は「私の推察であります」と答弁しました。片峯市長は、この答弁を引き取るように、「病院敷地については約束どおりの売却ということで話がつきましたので、現在、経営について非常に難しい本施設については、地域への公共性や福祉性を考えた上で５年間の無償貸し付けという形をとらせていただいた」と答弁しました。私は契約に違反する麻

生関連会社のわがままをやめるよう、市長が麻生株式会社の首脳部に申し出ることを求めましたが、答弁はありませんでした。今回の市有地無償貸し付けの５カ年延長は、子どものための療育サービスの継続には何の影響もないことは副市長の答弁からも明らかであり、麻生関連会社に対するこのような特別扱いはやめるべきでありませんか。市長の見解を伺います。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

療育関連通所施設敷につきましては、施設所有者の株式会社療育振興プロジェクトに対し、平成２２年１０月１日付、市有財産使用貸借契約書に基づき、療育関連通所施設敷として用途指定を行い、平成２２年１０月１日から平成３０年３月３１日までの期間、無償貸し付けを行っております。しかし、同社からは市に対し、使用貸借契約の延長願がなされたため、協議、検討を行い、この関連通所施設が本市を初め嘉麻市、桂川町を含む飯塚圏域における障がい児相談支援の機能を有し、障がい者福祉行政の施策を展開する上で重要な拠点であること、今後も支援事業は継続されることが必要であることなどから、平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの５年間、療育関連通所施設敷として無償貸し付けを行うというものでございます。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

麻生関連会社に対するこのような特別扱いはやめるべきでありませんか。市長の見解をお尋ねしますというのが質問です。答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

繰り返しの答弁になりますが、この療育関連通所施設は、この圏域において非常に重要なものであるということを考えまして、この事業は今後も安定して事業が継続されることが必要であるというふうに考えまして、５年間の使用貸借の延長を考えたものでございます。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

市長に聞いているんだけど、部長は、麻生関連会社に対するこのような特別扱いを続けるという答弁をしたわけですね。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

使用貸借契約の継続を行うというものでございます。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

確認しますよ。今の質問に対する答弁は、麻生関連会社に対する特別扱いを継続するという答弁です。

筑豊ハイツへの国道２０１号から進入路に沿った東側の市有地は、現在は市の条例に基づいて福岡県に無償で貸し付け、駐車場として使用されています。この市有地に宿泊施設ほかを整備する民間事業者に対し、貸付期間３０年、初めの１０年間は無償貸し付け、その後の貸付料は協議の上で定める、貸付期間は更新できるとする事業者募集を行いました。この事業には、宿泊施設等整備補助金、不動産取得補助金、雇用促進補助金、合わせて最大で８千万円の補助金を用意し、

市の承諾を得て建築物の所有権及び事業の譲渡を行うこともできます。市有地についていえば、特段の理由がある場合は、市と協議の上、事業用定期借地権設定権を第三者に譲渡または転貸、担保権の設定を決定できることになっています。今回の民間事業者に対する市有地の無償貸し付けは市の条例には該当せず、議会に議決を求めるほかはありません。さまざまな特別の支援を受ける民間事業者ですが、この事業に取り組む者になら誰にでも市有地の無償貸し付けを認めてよいのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（髙木宏之）

筑豊ハイツ再整備事業者の募集につきましては、事業条件等の項目において、土地の貸付料は１０年間無償とすることで募集をいたしておりました。誰にでも市有地の無償貸し付けを認めてよいのかというお尋ねでございますが、ご提案いただく事業者につきましては、参加資格や事業条件等を課しております。この資格や条件を満たす者が貸し付けの相手方となることを想定いたしておりました。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

私は、この事業を取り組む者になら誰にでも市有地の無償貸し付けを認めてよいのかというふうにお聞きしました。今の答弁であれば、この事業に取り組む者になら無償貸し付けしますよということなので、私の質問を認めたということになるわけですね。

そこで、これほど特別な扱いを受ける民間事業者ですけれども、今回公募に当たり、昨年来、市が協議をしてきたという複数の民間事業者の中に、麻生関連の事業者がないかお尋ねいたします。答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（髙木宏之）

協議をしてきました民間業者につきましては、匿名とさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

そこを聞いているわけですよ。麻生関連の事業者はないか、答弁できないわけないでしょう。答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（髙木宏之）

特別委員会の中でも、今まで交渉をした複数の民間業者の名称につきましては、匿名とさせていただいておりますので、再度の答弁となりますけれども、ご理解のほどをお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

ここで私の質問は、特定業者の名前を聞いていないでしょう。麻生関連の事業者がいないかと聞いているわけじゃないですか。なぜ答弁できないんですか。

○副議長（佐藤清和）

もうできないと答弁されてありますので、次に進んでください。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）
　質問を続けているんですよ。匿名性は担保されるじゃないですか。麻生関連の事業者がないか。この答弁で、特定の麻生の企業の名前が出てきますか、答弁してください。
○副議長（佐藤清和）
　都市施設整備推進室長。
○都市施設整備推進室長（髙木宏之）
　関連の業者がいないかということを答弁いたしますと、特定の名称についてはわからないにしても、そこの部分が類推できるということで答弁は差し控えさせてもらいます。
○副議長（佐藤清和）
　同様の質問、答弁が繰り返されておりますので、まとめていただくようお願いいたします。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今のやりとりで、麻生関連の事業者があるということをお認めになったことに気がついていないですかね。
　３点目は、民間事業者の誘致についてであります。一般社団法人福岡音楽大学設立の会の松尾新吾代表が２月６日、市役所に片峯市長を尋ね、飯塚市への４年制の音楽大学設置、５年後の開校に協力を求める要望書を提出しました。この団体のウェブサイトでの挨拶を読むと、松尾代表は、九州経済団体連合会名誉会長で九州電力相談役です。日本会議福岡の代表としても著名であります。片峯市長との記念写真とともに、「この度、飯塚市と共に音楽大学設立へ向けて活動する運びとなりました。」、「共に」と書いておるわけです。こういう記事をアップしています。資金計画も用地計画も不明なままであります。市長は、３月１日市議会で、チャレンジしたいと既に一心同体の前のめりの姿勢を示しましたが、新たな財政出動がどのくらいに膨れ上がるのかを含めて、市民の負担は闇の中であります。この要望書を受け取るに至った経過、今後の取り組みについてどう考えているのか、建設用地はどこを考えているのか、無償貸し付けや格安売却を考えるのかも示されず、このようなやみくもなチャレンジは認められません。市長の見解をお尋ねします。
○副議長（佐藤清和）
　総務部長。
○総務部長（安永明人）
　まず、これの提出の経過につきましてご説明させていただきますと、昨年１０月１９日に一般社団法人福岡音楽大学設立の会の松尾新吾会長が来庁されまして、市長と面談をいたしております。同会からは、松尾　興副会長と園田理事が同席をされておりました。内容は、今年度中に開催されます同会の理事会において、飯塚市での音楽大学設立に取り組む、そのような提案をしたいとのことでございました。その後、１２月８日に松尾副会長と園田理事が来庁され、市長と面談をしております。内容は、理事会で議論し、理事の総意として、ぜひ飯塚市につくらせていただければ光栄だという結論に至ったとの報告を受けますとともに、年明けに同会は飯塚市に対して要望書を提出するというような段取りのお話をされているところでございます。ことしに入りまして、４日の庁議におきまして、この福岡音楽大学設立の会から要望書が提出されることについて、市長から発言がありまして、市としては前向きに取り組むことの意思確認を行いました。そして、２月６日に福岡音楽大学設立の会より飯塚市において音楽大学を設立することについて、当会との連携の構築など積極的な検討を進めていただき、飯塚市での音楽大学設立を目指すという趣旨の要望書が提出されたものでございます。
　次に、今後の取り組みでございますが、一昨日３月３日に設立の会から飯塚市の音楽、学校、文化団体の関係者等に対しまして説明会が開催をされ、そこで会の考え方が示されております。市としては、現段階では要望書を受け取った段階でございますので、具体的な話についてはこれ

からということで考えているところでございます。最後に、建設場所の件でございますけれども、建設場所については市から建設場所がというような話は一切出ておりませんし、会からも出ておりませんので、これについてもまた今後のことということになろうかと思っております。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　他都市で話がうまくいかないで、飯塚市にたどり着いたわけだけれども、市の幹部に片峯市長がこういうことだよと言った１月以前のことを片峯市長に聞いているわけですよ。片峯市長しか知らない秘密を聞いているわけです。だから部長答弁では答弁になりませんよ。市長、答弁求めます。
○副議長（佐藤清和）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　私しか知らない秘密ということではなく、お話がありましたのは、数ある自治体の中から、新人音楽コンクールを初めとするそのような活動を高く評価していただいたこと、そしてまた文化学園都市としての飯塚市を認めていただいたことを非常にうれしく思いましたし、その上で音楽大学設立について、飯塚市でというような気持ちを持っておるという意思表示には、私も今後の飯塚市の未来を考えたときに、そういうことが実現できれば市にとっても願ってもないことだと思いましたので、ともに今後しっかりと検討、そして今、質問者がご指摘の懸念を示されているハードルについても、どうやって解決していくか、１つずつ研究をさせていただきたいと思っているところでございます。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　他都市で調整ができずに、受け入れられずに、２番、３番手として飯塚市に、飯塚市長に話がきた理由は、資金の問題、それから建設用地の問題、そこを打開する以外に考えられません。そこについて、市長はどういうふうに考えておるのかお尋ねします。
○副議長（佐藤清和）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　資金の問題、それから建設場所の問題、そして、どのような教授陣をそろえるかという問題等々、ハードルはありますが、それについて、私、そしてまた私どものほうから勝手なお約束をして、そして設立の会の要望に至ったというようなことは一切ございません。今後、ともにどうしていくかについて、検討、そして研究をするということでございます。３日の説明も、そのようなものであったというように認識をしているところであります。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　学校設立と自治体首長のかかわりについては、既に森友学園や加計学園の設立に安倍首相の影響がかかわっていないか、国政上の大問題になっています。片峯　誠記念大学をつくるわけにはまいりません。今回の福岡音楽大学の設立について、今回の申し入れが特定の勢力に対する不当な特別扱いでないことを市長は明らかにする必要があります。それをどのように行うつもりかを含めて、答弁を求めます。
○副議長（佐藤清和）
　市長。

○市長（片峯　誠）
　今言われて、何でそんなふうな受けとめ方になるのか、正直、不思議です。私はそんなふうな名誉欲だとか、そんなふうなことなんて一度も、そしてこれっぽっちも想定したことありません。飯塚は現在、ありがたいことに九州工業大学情報工学部、そして近畿大学産業理工学部や短期大学がこの地にありまして、おかげで学園都市として様相を呈し、またそれにおいての活力あるまちづくりも進んでいるものと思います。それに加えまして、文化の薫りする音楽大学が飯塚にできれば、これは飯塚の将来にとって大きな財産になるものと思いまして、難しい問題が多々あることはわかりつつ、一歩ずつでも模索していきたい、設立に向けて模索していきたいと純粋に思っているものでございます。
○副議長（佐藤清和）
　川上議員、一部不適切な発言と言われても仕方ない部分があると思われますので、発言には十分注意してください。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今の答弁が純粋にと言われるのであれば、国政上の問題で今何が起こっておるのかだとかについて、全く世間知らずと言われても仕方がないです。
　４点目は、政治倫理条例の資産公開制度の復活、強化についてであります。６月議会で片峯市長が市長の資産公開条例に、副市長と教育長及び企業管理者を対象に加える条例改正案を追加提案し、議員の修正提案により、市議会議員も対象とし、名称も飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例に変わりました。９月議会での私の指摘に応えて市長は、「資産報告の審査機関の設置の問題、それから、預貯金の公開範囲の問題等々についても私自身、今回公開した上で考えるところもありましたので、それらの点も踏まえながら、政治倫理条例のあり方、そして資産公開制度との関連について、議会の皆さんの意見も伺いながら、ともにしっかり透明性を確保していくことについて、ともに検討を進めたい」と答弁しました。とりあえず、空白を生まないためとつくられた、市長のための条例のとりあえずの対象拡大にとどまることは認められません。検討は、政治倫理条例をもとに戻し、資産公開はより厳しくしてこそ住民の信頼は回復されます。市長の検討状況、今後の考え方を含めて答弁を求めます。
○副議長（佐藤清和）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　ただいまのご質問に関しましては、透明性を担保する、そして市民の皆さんに、より市政についての信頼性を増した形にということについては同感であります。今後といいますか、現在、６月議会で提案させていただきましたものについての不備と言えばいいのか、不足点についても外部からもご指摘を受けているところでありますので、それを踏まえた形で、どうすることがよりよいのかということについて検討をしておる段階ですので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　５点目、公正で透明な市政運営の転換については特に緊急性のある２つの点をただし、市長が一部ではなく、全体の奉仕者としての立場に立ち返る決意を発信することを求めるものであります。経済誌「ふくおか経済」９月号に、片峰　誠飯塚市長、株式会社ティーティーエス企画の野見山俊之代表取締役社長の、４ページ立て対談記事があります。この会社は住民が立ち上がり、市議会も開発中止要請決議を上げた白旗山メガソーラー開発に当初から、一条工務店、コンサルタント会社シモン、市幹部らとともにかかわり、地元で批判を浴びたことがあります。対談の中で、野見山社長は太陽光発電事業について、「私の人生をかけた実験として今後も進めていきた

いと思っています。その中で、片峯市長には無理難題を申し上げるかもしれません」と述べ、市長は「常に地域のことを思って行動される方ということは多方面からの声をお聞きして承知しておりますので、野見山社長を信じてどんどん協力していきたい」と応じました。８月９日、市長応接室での出来事であります。公正な市政運営を行うべき市長の職務にある者の言葉でありましょうか。国政において森友学園、加計学園を初め、執政の責任者の個人的なつながりのある問題が取りざたされている、まさにそのときであります。この言葉は直ちに撤回してしかるべきでありませんか。市長の答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

市長。

○市長（片峯　誠）

今ご指摘の対談は、ふくおか経済からの申し出を受けたものでございますが、対談の前提としまして、未来の飯塚市のためのまちづくり、それについて民間の方と行政が対談をするということでしたのでお受けをいたしました。また、私もぜひ協力したいというように述べましたのは、規制緩和してでもチャレンジしていきたい、人材の確保、地域の流通、これらをぜひ活発な地域にしたいというようなことだとか、もしくはおそらく全文読んでいただいたと思うんですが、地域から外に出ていく若者が、地域で仕事ができる、そんな経済的にも活力ある飯塚市にしたいということで、そのような志を持たれている方だというふうに思いましたので、その点についてぜひ飯塚市に、そして飯塚市民にプラスになることであれば私も積極的に協力したいというように述べたものでございまして、特定の企業との特別な関係もありませんし、そのような配慮を行うような意図もないということを申し添えて、説明をさせていただきます。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

市長が全体の奉仕の立場に立てば、この野見山社長に対しては、飯塚市にどんどん協力してくださいと言うべきであります。一部の者に奉仕する立場が、特定の株式会社の社長に対して、私が市長としてどんどん協力していきますという言葉になってくるわけです。撤回しませんか。

○副議長（佐藤清和）

市長。

○市長（片峯　誠）

いえ、解釈の違いだと思うんです。私はともに飯塚をよりよい、より活力のある町にしていくためにお互いの、それぞれの立場でいい仕事をしていきましょうというように述べたつもりですので、撤回はいたしません。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

もう一つの緊急性のある問題は、公共発注において中小業者の保護に資するための本市の指名業者格付ルールは、過去の経験に基づいて、工種変更の際は１年間は１ランク下に位置づけるものとしたもので、地元業者から苦情が出たことはありません。市議会で変更せよとの要求があっても、市は丁寧に説明して維持し、継続してきましたが、昨年、かけマージャン事件が問われて、市長と副市長が変わると、市はまともな説明もなく手のひらを返すようにあっさり変更しました。今後、市の大型発注が借金を積み重ねて次々に打ち出される中、強い業者をさらに強くし、弱い立場の中小業者をさらに弱くする流れを加速させ、特定の勢力に対する支援につながりかねない今回変更は撤回すべきであります。答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）
　指名業者の格付につきましては、業者により経営規模、施工能力等の違いがあるため、施工能力に応じた発注を行い、適正な工事の施工を確保することを目的として、業者の企業力、いわゆる経営状況、経営規模や技術力等を評価した数値、経営事項審査により求められた数値でございますが、これと本市の工事成績をもとに算定いたしました数値との合計である総合点数で格付を行っております。工種変更した際にも、総合点数に合った等級に格付することにより、業者の努力の成果を反映させ、今後の技術力の向上、品質の確保、ひいては地元業者の育成につながるものというふうに考えております。また、格付のない工種への変更においては、特段の取り扱いはないことからも整合性がなく、不公平感がありましたので、今回解消を図ったものでございます。今回の改正は、地元業者の育成、公共工事における品質確保、公平公正な入札の執行をさらに推し進めていくために必要な改正というふうに考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　従来、片峯市長、梶原副市長就任以前の市の立場は、今の総務部長の答弁を丁寧に反論して論破してきたものです。
　第２は地域交通の確保と充実についてであります。１点目は、地域公共交通網形成計画についてです。その策定に当たって、住民の意見や要望をどのように反映し、改善したか、そのポイントを伺います。
○副議長（佐藤清和）
　行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
　この計画は、地域公共交通活性化再生法に基づく計画で、第１次交通網計画はコミュニティ交通が基本となっておりましたが、第２次計画は鉄道や駅、民間バス路線等の公共交通全般にわたる持続安定的な公共交通体系の構築を図る目的で計画を策定しております。計画策定のポイントといたしましては、地域拠点と中心拠点をつなぎ、鉄道、民間バス路線、コミュニティ交通を効率的で効果的に結び、持続安定的な交通ネットワークを確保するという視点に重点を置き、拠点連携型まちづくりの推進を図ることとしております。生活利便施設や公共施設などを公共交通で結ぶことで、高齢者と交通弱者の利便性向上につながる公共交通体系の構築を目指すものでございます。また、嘉麻市や桂川町との連携を図り、広域での効率的で効果的な公共交通網を構築してまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　そこで、さらに改善が必要と考えている課題は何かお尋ねします。
○副議長（佐藤清和）
　行政経営部長。
○行政経営部長（倉智　敦）
　公共交通利用者数の減少、特に民間バス路線利用者数は５年間で１３．８％程度減少しており、利用者減少に歯どめがかかっておりません。利用者数の大幅な減少は赤字路線を増加させ、路線縮小や廃止につながります。また、コミュニティ交通の利用者数についても伸び悩んでおり、公共交通に関して、利用促進策の検討が喫緊の課題となっております。その対応として、民間バスとコミュニティ交通を効率的につなげ、利用者の利便性の向上を図ることが重要であると考えております。

○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今後の大きな課題、今言われたと思うんだけど、その中で特に今後重要になっていくのが、２点目に上げているコミュニティバスの再生であります。ほかに頼る公共交通手段のない地域でコミュニティバスまでが廃止された地域、市が提案した予約乗合タクシーは、その主な利用対象者がマイカーを使えない高齢者や障がい者であり、予約そのものが難しいのが実情であります。こうした地域で切実に待たれているのは、身近なバス停に予約なしに定刻に来て、行きも帰りも利用できて便利で、自分が乗らないときにも走ってくれて、地域を見守ってもらえる、つながっていると感じられるコミュニティバスの再生であります。立地適正化方針に沿った市域中心部分を回るコミバス、それにリンクする予約乗合タクシーの大きなすき間を埋めるために、かつてのバス停を生かしたコミュニティバスの再生を大急ぎで進めるべきであります。市長の見解を伺います。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　コミュニティ交通につきましては合併以前、旧４町におきまして、ふれあいバス等の定時定路線型の運行、平成２１年度から２３年度にかけましては全市１３路線の定時定路型、現在はこのコミュニティバスと予約乗合タクシーの併用を平成２４年度から、平成２７年度からは街なか循環バスを加えまして、運行を行っております。これまでの運行状況、利用状況、また、住民の方々の多様なご要望や意見等をもとに検証いたしまして、実施して、現在に至っているところでございます。まだ課題があり、現制度がベストとは考えてはおりません。市民の皆様にご利用いただけるように、利便性の向上を図っていくことは最大限努めていかなければならないと考えております。住民の方々のニーズを把握する手法といたしまして、現在、まちづくり協議会を中心とした地域の住民の方々と行政が協力し合って、地域と一緒に地域内運行の検討も進めているところでございます。全ての市民にご理解をいただけるような公共交通の実現ということはなかなか難しゅうございますけれども、市民の方々や議会等のご意見をお聞きしながら、民間公共交通事業者との調整を図り、市民のニーズに応じた効率的で持続可能なコミュニティ交通の実現に向けて今後も検証を重ねながら、改善に努めていきたいと考えております。コミュニティ交通につきまして、住民のニーズへの対応は重要な課題でございますが、民間公共交通の確保、維持、市の運航コストも重要なことでございますので、そこのところを含めまして今後、さらなる検討を重ねていきたいというふうに思っております。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今、市が取り組んでいる２つの併用、この広大なすき間を埋めることを提案しているわけですね。実は市は、その問題に問題意識を持って既に鯰田地区や筑穂地区では地域で独自に、無料で回る定期バスの運行が工夫されています。それを応援しています。さきに指摘した地域公共交通の広大なすき間を埋めるためにこれは有効だと思いますけれども、市の見解を伺います。
○副議長（佐藤清和）
　市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　先ほどから申しておりますとおり、コミュニティ交通、今現在、平成３０年度からはコミュニティバスと予約乗合タクシーの併用という形で進めております。それでも地域によっていろいろ今、議員が言われるような形での穴埋めが実施されております。詳細を説明しますと、いずれも

まちづくり協議会が運営主体となりまして、買い物や外出を主目的としまして、１０人乗りのワゴン車両を用いた地域内での定時定路線型の運行でございます。鯰田地区の買い物ワゴンにつきましては、今年度で３年目となっておりまして、今年度８月から３月までの８カ月間、毎週土曜日に地区全体を巡回運行いたしておりまして、利用の状況も安定化しております。新たに筑穂地区におきましては、本年３月の１カ月間、期間限定ではございますが、地域内を大野線、山口線、桑曲線の３系統に分けて、各系統で異なる曜日に週１回の試験運行が行われております。この運行、アンケート等による実態把握に努め、地区に最適な公共施策実施につなげていくことで検討がされております。いずれの地区におきましても、試験運行の実施ということで、運輸局の手続の簡素化、経費面を考慮して運賃を無料とされております。言われますように、今の予約乗合タクシーとコミュニティバスの併用という形でも、まだ地域の方々のご意見がある中でこういった動きが出ておりますので、こういった動きを支援しながら、また可能性も含めて検討した上でコミュニティ交通の本来あるべき姿を少しでも求めていきたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

有効性は認められたと思います。そこで、例えば週５日から６日、これを走らせようとすれば１路線の運航に必要な費用、どのくらいになるのかお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

運行の経費につきましては、容量によっていろいろ異なって、一概にはお答えできかねますけれども、これまでの運航実績をもとに試算をさせていただいておりますと、１路線当たり１千万円から約１千５００万円の経費がかかるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

私は、その半分で十分だというふうに考えています。

第３は、白旗山メガソーラー開発についてであります。今回の林地開発許可は飯塚市長が、本市のまちづくりの基本方針と整合性が図られていないと意見を述べたにもかかわらず強引に行われたもので、住民の怒りはさらに広がり、飯塚市議会も開発中止を求める決議を上げ、県知事と一条工務店、悠悠ホームの社長宛てに送付し、片峯市長は住民合意のない工事は反対との態度を表明し、後に一条工務店は開発用地を事業継承者に売却し、悠悠ホームは林地開発許可申請をまだしていないという状況が続いています。そこで１点目は、一条工務店と光南溶工の事業についてであります。市の自然環境保全対策審議会が２月２日行われ、一条工務店の開発については、県の林地開発許可の手続も、市の自然環境保全上の手続も振り出しに戻すべきだという意見が多数出て、強調されました。住民と市の努力が必要との意見もありました。市長はこういう意見があったことを含めて、この審議会の報告を聞いているか、市長にお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

審議会におきましては、光南溶工は一条工務店の事業計画等をそのまま引き継ぎ、一条工務店が約束していた事業着工前の住民説明会を開催するということであるが、重要なことは、住民の方が説明会に参加し意見を出すこと。その意見に対して、事業者が誠実に対応されるかどうか。誠実な対応というのは、住民が納得できるような説明がされているのかどうかというふうに考える。今後、事業を承継した事業者から具体的な話や協議等もあると思うので、その際は、市に対

応をお願いしたいし、必要があれば審議会でも審議したいとの意見があったことを市長に報告しております。なお、審議会において、一条工務店の開発について、県の林地開発許可の手続も市の環境保全条例の手続も振り出しに戻すべきだという意見があったものではございません。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　なぜ市長が答弁しないんですか。私は、市長が聞いたかと聞いたんです。
○副議長（佐藤清和）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　一条工務店から引き継がれました光南溶工のほうで、事業着工前の住民説明会を開催するということ、そして、住民の皆さんにしっかりとご理解をいただいた上でというように考えているということも含めまして、そのような意見の申し出、もしくは審議があったことを報告受けております。
○副議長（佐藤清和）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　この２月２日の自然環境保全対策審議会を傍聴し、激励を受けた白旗山周辺の新相田自治会、高雄区自治会、緑ヶ丘自治会の代表は２月１６日、福岡県農山村漁村振興課に会い、太陽光発電事業を継承するとして用地を買収した光南溶工の国土利用計画法第２３条違反の事実の情報を提供するとともに、用地売却にあらかじめ相談がなかったこと、社長変更の届け出に遅滞があったことについて、許可を取り消す場合もあるとした林地開発の許可条件違反を指摘しました。最終的に県の担当課は許可条件違反を明白に認め、また、３月下旬にも現地調査することを住民に約束し、業者、住民、市の同行を拒否しませんでした。この際市長は、県は光南溶工の事業継承を認めず、森林法第１０条の３に基づき一条工務店の許可条件違反事実を厳正に調査し、結果を公表し、許可を取り消すことを申し入れるべきであります。見解を求めます。
○副議長（佐藤清和）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　ご指摘のように、林地開発の許可条件に関しての違反が認められれば、森林法第１０条の３監督処分に基づきまして、都道府県知事は開発行為の中止を命ずることができるよう規定されておるところでございます。本市といたしましては、基本的には県において条件を付して許可されたものであり、監督処分につきましても県の事務権限でありますことから現状では土地の権利の譲渡や開発行為者の変更等の手続について林地開発の許可条件違反として、許可の取り消しを求めるといったことは困難であると考えておりますが、これまでの経過も踏まえまして、県の責任が全うされますよう市といたしましては、状況の把握や情報共有といったものを図ってまいりたいと考えております。
○副議長（佐藤清和）
　川上議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　２点目は悠悠ホームの事業についてであります。さきに紹介した自然環境保全対策審議会では、悠悠ホームの見解書にも関連して、一条工務店の開発と悠悠ホームの開発を、けやき台住宅街の山の斜面の既設の太陽光発電開発と合わせて一体のものと捉え、開発中止を訴える住民と市議会

の立場を当然のものとし、住民と市に対する丁寧な説明を求め、その機会を確保させるべきとの意見が出されております。市長は白旗山の開発が本市のまちづくりの方針と整合性が図られていないと書いた意見書を提出した立場から、県に対して悠悠ホームの林地開発許可申請は受理しないよう申し入れ、悠悠ホームに対し自然環境保全対策審議会の意見を伝えるとともに、住民と市に対する丁寧な説明の機会を確保するよう申し入れるべきであります。市長の見解を伺います。

最後に、２０１７年から１０年間の本市のまちづくりの基本を定めた第２次総合計画が昨年５月策定され、地方自治の本旨に基づき住民福祉の増進を基本にすることが初めて明記されました。一般会計と特別会計、企業会計を合わせると１兆円をはるかに超える事業の基本となるものであります。この仕事は住民が主役の立場を貫く公正で清潔な市政運営でこそ実現できるのであり、市政をめぐり特殊に広がろうとしているしがらみを克服することは緊急不可欠の課題であることを重ねて指摘し、質問を終わります。答弁を求めます。

○副議長（佐藤清和）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

まず、県に対します悠悠ホームの林地開発申請を受理しないような申し出ということでございますけれども、繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、林地開発許可申請につきましては、森林法に基づく届け出でございまして、申請の受け付け自体を拒否することは、行政庁に定められております行政手続法第７条におきましても、申請が事務所に到達したときは遅滞なく審査を開始しなければならないと規定もされており、基本的に行政庁が受け付け拒否はできないものとされておりますことなどから、本市といたしましては、これも繰り返しになりますが、福岡県に対しいろいろな情報を共有することによって、今後の対応というものは考えていきたいと思いますが、基本的に市は申請を受理しないよう県に求めることは困難であると考えております。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

審議会における意見は、悠悠ホームは改めて住民説明会を開催すると約束しており、また、事業内容を見直す計画も考えているようなので、事業内容を変更したとなれば、市条例に基づく説明会も開催され、意見書や見解書についても改めて議論することになると思われる。住民の方は疑問に思うこと、不安に思うことを積極的に提示し、事業者がそれに対し誠意をもって回答し、対応してもらえるかが問題となる。説明会についての基本的な考えは、事業者がつくりたいものを説明するものではなく、住民が理解できるような説明を行うものであるということ。丁寧な説明を求めるということは丁寧な質問をするということであり、住民の方が説明や見解書の内容でおかしいということがあれば、どうおかしいのか、どう説明を聞きたいのか、問題提起をする必要がある。そして住民は説明や見解書の内容を解析し、わからなければ市の専門部署や専門家に相談する。そうやって折り合わない部分を埋めていき、問題解決のために丁寧な話し合いをお互いにすべきというのが、この自然環境保全条例の考え、精神であるということでした。市としましては、これらのことを事業者に伝え、条例が求めている丁寧な話し合いを求めていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

市長。

○市長（片峯　誠）

私の市政運営全般についても、るるご意見をいただきました。全ては市民とその未来のためにという信念を持って、事に当たっていくことに変わりなく、これまでも、またこれからも、そのような強い思いを持って、懸命に職務に邁進したいと考えております。いろいろご心配をいただきましたような特定の企業への特別な対応を行ったことはありませんし、また、財政運営を顧み

ず、むやみに新築移転を判断したものでもございません。変化をおそれずに、何も手を打たなければ、人口は減少し、税収も減り、このまま先細っていくような飯塚市になることを市民の皆さんは決して望んでおられないというように私は考えております。将来にわたり、この地域が筑豊の中心地として、そして県央の中核都市として、何よりも市民の皆さんが住んでよかった、そして住む場所や働く場所、子育てをする場所として選んでよかったと思っていただけるようなまちにするために、未来に向けた投資も必要であると思っておりますし、そのことが行政の力だけではできませんので、市民の皆様、そして民間活力とのコラボレーションによって実現を図りたいとも考えております。質問者からさまざまなご指摘、また、ご心配と言ったほうがいいのかもしれませんが、私、今後とも私心を捨て、市民の皆様のために、そして本市の未来のために適切な判断が行われるよう一層精進していきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後　０時０２分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

「議案第１号」、「議案第２号」及び「議案第４号」から「議案第３９号」までの３６件、以上３８件を一括議題といたします。

議題中、「議案第１号」、「議案第２号」及び「議案第４号」から「議案第１４号」までの１１件、以上１３件についてはいずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第１５号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

「議案第１５号　平成３０年度飯塚市水道事業会計予算」について、お尋ねをいたします。１点目は、浄水施設運転管理の委託先、どちらかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

お尋ねの上水道運転管理等の受託先でございますが、ケイ・イー・エス　第一環境共同企業体でございます。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

これまではデータベースがしてきたと思いますが、業務の引き継ぎはどのように進めておるのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

まず料金収納業務につきましては、現在、共同企業体の従事員が常駐しておりまして、現受注者から業務手順等について引き継ぎを受けております。今回、料金システムを更新することから、その業務手順についても一部変更が生じますので、これを踏まえた上で新しい業務マニュアルを作成しているところでございます。

次に、浄水場の運転管理業務につきましても、現在共同企業体の従事員が鯰田浄水場に常駐し、現受注者から浄水場ごとの運転管理マニュアル等について引き継ぎを受け、安全かつ安定的な水の供給を行うため、マニュアルの見直しについて検討を行っているところでございます。業務の引き継ぎの進捗につきましては、毎月、企業局との間で引き継ぎ協議を実施し、工程どおり順調に、事務引き継ぎが行われていることを確認しております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

これまでの委託業者データベースで勤務して、今回、希望する職員の継続雇用はどのくらいあるのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

継続雇用の希望者でございますけれど、現従事者６９名のうち６１名でございました。この６１名の方につきましては、既に受注者において継続雇用することが決まっております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

ほとんど同じ職員で業務をしていくことになると思うんだけれども、職員数はどのように変化しますか。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

現在の従事者数でございますが、先ほど申しましたように６９名でございますが、そのうち料金センターにつきましては１１人でございますが、平成３０年度以降も１１人。検針をしていただく方につきましては現在２０人でございますが、その方は現在１６人の継続雇用の方がいらっしゃいます。それと、浄水場の運転管理につきましては３８人現在いらっしゃいますが、今回、継続雇用を希望されている方が３４人ということになっております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

新規の業者の職員数は、従来どおり６９人ということですか。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

今回、現在継続雇用を希望されてある方でいきますと、８人の不足が出ます。この方々につきましては、改めて新しい受注者のほうで採用するようにしております。なお、浄水場の運転管理に関しましては、４６人で行っておりますが、次期受注者につきましては、３名増員をした４９名体制で業務に当たるというふうになっております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

そこで新規の委託業者、共同体のうち、第一環境が他団体から指名停止を受けておりました。このことについては、いつ、どのように、企業局としては知ったか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
受注いたしましたケイ・イー・エス　第一環境共同企業体の構成員でございます第一環境株式会社が、岡山市水道局から指名停止処分を受けていることを存じております。これはプロポーザルの参加申請後に、企業情報等を調査、確認をする過程で承知をしたものでございます。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
その指名停止については、どのように考慮したのかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
当該業務の、委託業務のかかわるプロポーザルにつきましては、その参加要件を当該募集要項に基づきまして策定をしておりますが、その要領の中に参加資格として１４項目を明記しておりまして、その全ての条件を満たしておりましたことから、この企業体につきましても参加を認めております。そのうちの参加資格の１４項目の中の一つにございますのが、飯塚市から指名停止を受けていない者というものが条件でございますので、当該企業体につきましては本市から指名停止を受けておらず、また福岡県内で指名停止を行った市町村もなかったことから、参加要件を満たしておると、適正な業務が遂行できるものであると判断をしたものでございます。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
選定の経過をお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
まずスケジュールでございますが、５月２２日から６月２２日までに、市のホームページで公表し、募集をしております。６月２２日に参加表明を締め切っております。その後、６月２６日、２７日の２日間、現地説明会を行い、７月１３日に提案書の締め切りを行っております。これを受けまして８月８日にプレゼンテーション審査を行い、８月１６日に審査結果について参加者へ通知、及び市のホームページにおいて公表したものでございます。９月１４日にそれに基づきまして、契約を締結しております。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
プロポーザル提案に応募したのは何者ですか。
○議長（藤浦誠一）
企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
募集に応募がありましたのは、選定されました共同企業体を含みまして２者でございます。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
そうすると、現在の今年度まで委託している業者と、それから今言われた新しい委託業者、この２者ということになるんだけど、働いている人はほとんど変わらないと。あるいは働く人はほ

とんど変わらないということなんですね。そこで、第一環境の指名停止に至るにはどういった行為があったのか。そしてそれは、本市で仕事を受ける上で、どのように再発を防止するのか。そこのところをお聞かせください。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　第一環境株式会社が指名停止を受けておりますのが岡山市でございますが、この岡山市におきまして、岡山市との契約の中で契約違反があったということで、岡山市から指名停止処分を受けたものでございます。その後、当事者第一環境におきましては、その処分を受けまして、全社に向けた行動規範を策定するなど再発防止策を図っておりまして、誠実な対応をとっていることを確認しております。また先ほどの本事案でございますけど、検針員が検針票を誤って隣の家に投函し、これを回収しようとその当該宅に侵入したものでございます。また、担当地区と違う検針員が応援であったことから、そういった誤りをしたところでございます。先ほど申し上げました同社の行動規範につきましては、コンプライアンスの遵守に関する規定もありまして、社内研修を通じて全従事者に教育をし、二度とこのようなことがないように取り組まれているところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　浄水施設運転管理、一括民間委託を始めてもう長いわけですけれども、これに料金徴収業務まで加わってくるという状況ですが、この受託業者と企業局のなれ合い、あるいは癒着というのを防止しなければならないと思いますけれども、局として手だてとして考えていることがありますか。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　企業局におきましては各事業を実施する中で、さまざまな業者と取引がございますが、いずれも発注者と受注者という適切な距離を保った関係を構築しておりまして、ご指摘のようななれ合い、癒着は今までも一切ございませんし、今後も同様であるというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　防止を考えるという角度が重要だと思います。それとの関係でいって、この委託業者への飯塚市企業局の退職職員の再就職はやめるようにできないのかと。どうしてもその人材、その方の能力の発揮が必要というのであれば、受託業者に再就職してもらうのではなくて、市の嘱託職員として人材確保するというふうにするべきではないかと思うんですが、それについてお考えはありますか。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　企業局におきましては、企業局職員の再就職先についてあっせんを行っておりませんので、現在、質問議員からご指摘のようなことは起きないかと思っております。
○議長（藤浦誠一）
　質疑を終結いたします。
　「議案第１６号」及び「議案第１７号」、以上２件については、いずれも質疑通告はあってお

りませんので、質疑を終結いたします。
「議案第１８号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
「議案第１８号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計予算」について、お尋ねを幾つかしたいと思います。
予算書中、市立病院運営協議会に関するものについては、この協議会は本来、医療体制の充実ほかについて状況が把握され、審議が行われるべきところだと思っています。そこでまず、医師について、その充足状況がどうかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
市立病院の医師の充足状況についてのお尋ねでございますが、平成３０年２月１日現在で申しますと、診療科１５科目に対しまして、常勤医師３３名、非常勤医師３４名、合計６７名で業務を行っており、充足をしているというふうには考えておりますが、呼吸器外科、乳腺外科、この２課につきましては、現在専門医が招聘できておりません。また、患者数に対する標準医師数の状況につきましては、医療法及び施行規則に規定しております病院に置くべき医師数の標準が定められておりまして、この標準はクリアをしている状態でございます。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
本市が指定管理者にしている地域医療振興協会は、この１０年ぐらいの間に全国展開を強めて、急速に業務をする医療機関をふやしています。当然ながら、医師の配置等についても苦労してきたと思うんですけれど、そうした中で、本市においては救急医療を市立病院で受け入れをふやすという方向をとっていますけれども、それはなぜなのかということもお聞きしたいと思います。同時に、そのことによって医師の過重労働が深刻化していないか。どのくらい把握しているか、お尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
指定管理者が確認を行っておりますが、救急医療につきましては、現状では内科系の医師と外科系の医師、この２名体制で対応しておりまして、医師１人当たり月数回、１回から４回程度の日直、当直の勤務を行っております。その勤務状況から照らしましても、過重の労働であるというふうには考えていないところでございます。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
日直、当直を月４回する場合があるというのは、これは過重だと思います。それから勤務時間、基本はどういう状況なのかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
医師の勤務状況につきましてでございますが、定時の勤務時間がございまして、これは平日の場合、８時１５分から１７時、ただ、土曜日につきましては、８時１５分から１２時１５分というのがございますが、このほか手術時間の延長、それから日直、当直勤務、それから夜間、休日の緊急呼び出しというような対応がございますが、こういったものにつきましては、定時の勤務

時間を超えて勤務をしているものでございます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　その定時を超える勤務、月に最大どのくらいがあるかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　直近の３カ月の間で調査をいたしましたところ、最も多い医師が月に約７０時間、最も少ない医師につきましてはゼロ時間というふうになっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　それを、日常的に医師の状況について把握しておくことが市として責任が大きいと思います。１００時間が過労死ラインですから、７０時間というのはもう黄色信号というふうに思います。
　それでは、看護師についてお尋ねをいたします。病床利用率にもかかわろうと思いますけれども、看護師の充足状況をお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　看護師の充足状況ということでございますが、ことしの１月の時点で１日当たりの患者数は、外来で３４３人、入院で１９２．４人でございまして、先ほど言われました病床利用率につきましては７６．９％となっております。それに対しまして、看護師数は１５２名となっておりまして、看護師等の配置基準を満たしており、充足をしているものというふうに考えております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　１００％の病床利用率ということになれば、看護師さんが不足ということになる状況にあるというように思いますね。そこで、看護師のサービス残業がないか、また、看護師の労災申請がどういう状況にあるか、お尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　看護師の残業ということでございますが、時間外の勤務につきましては、各病棟の看護師長または主任看護師が状況等を確認を行い、適切に対応されているということでございます。また、労災の状況でございますけれど、２８年度は９件ございまして、その内訳としましては、注射針を誤って自分に刺した例が６件、打撲が２件、その他１件となっております。これらの申請のあった労災案件につきましては、適正に処理をしているとのことでございました。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　私は先日の市立病院管理運営協議会を傍聴いたしましたが、こうしたことについて十分な報告や審査が本来あるべきだと思うのに、あっていないということに危惧を覚えております。そこで、こういう事例については報告を受けるようになっているかどうか。労働基準法違反などで労働基準監督署から指導を受けたとき、市が速やかに報告を受けるようになっているか。また、運営協

議会で報告するようになっているか、お尋ねをします。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　開設の当初でございますが、平成２０年に開設をしておりますので当初から数年にわたりましては、時間外労働に関する協定や就業規則の届け出等について、労働基準監督署からの是正勧告がありまして、これを受けておりますが、ここ数年ではそういったものはないということでございました。また、そういったものにつきまして、必要に応じて運営協議会のほうでも報告をしていただく予定でございます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　医療の改善についても、もちろん運営協議会のテーマなんですけれども、昨年のリニューアルオープンに先立って、医師マニュアルの改善が行われております。状況を把握していますか。特に入院について、地域連携を強化するということになっていると思うんだけれども、その辺の改善がそのとおり行われているかどうか、把握しているか、その内容はどうかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　お尋ねの医師マニュアルにつきましては、先ほど言われました地域連携というところでは、紹介の意図が不明確な場合には、紹介元の医師に電話連絡を入れることというふうに記載をされております。このマニュアルにのっとりまして処理するように、医師に対しましては指導が徹底しているということでございました。その紹介が入院治療を希望するかどうか、特に不明な場合には必ず全て電話で確認を行っているということでございました。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　これは指導を徹底しているで終わらないで、確実にかかりつけ医と電話をかけて、意見を交換して対応しておるということのようですけれど、間違いないですか。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）
　指定管理者のほうに確認をしましたところ、それについては徹底をしているという回答でございました。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　指導を徹底しているということと、現実にそうしているかどうかについて、やっていない場合は意図が不明ではなかったというようなことで、患者の不利益にならないように気をつける必要があると思います。それから、こうしたことも運営協議会のテーマのはずですけれども、リニューアルに伴い、専任の医療安全管理者、主任を配置したと聞いておりました。１年ぐらいたつわけですけれども、どういう役割を果たしているのか、今専任なのかどうかもお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　企業管理課長。
○企業管理課長（實藤和也）

市立病院におきましては、医療安全管理指針、これに基づきまして、厚生労働省所定の研修を修了した専従の医療安全管理者を配置しております。その業務の内容としましては、各部署における医療事故への対処、対策に係る企画、立案のほか、医療事故の分析や各種委員会での調査報告、週１回の巡回による情報収集と改善策の検討、対象部署及び職員への助言指導、医療安全のための院内研修の実施など、その業務も多岐にわたっておりますが、確実に実施をされているということでございました。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

運営協議会は年２回ということで、現在９人で構成して運営されていると思いますけれども、運営の内容について、私は一般質問で指摘をしたことがあるけれども、規則に基づくどおりの運営が行われるようになったかどうかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

せんだっての一般質問におきまして、質問議員のほうから管理運営委員会のあり方、協議会のあり方について、ご質問がありました。その際、施設の整備に関すること、管理運営に関すること、市民等の意見に関することについて、この場で協議をするということでございましたので、それ以後につきましては、議題としてそういったものを明確にするように明記をした上で、協議会のほうを開催させていただいております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

最後ですけれども、構成についてなんですが、現在９人ということになっていますが、職場、患者、地域、それから専門知識を有する弁護士等から加えて、運営協議会をもっと豊かなものにする必要があるかと思い、そういう提案をしておりましたけれど、そういう方向の検討というのはなされておるか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

現在の運営協議会につきましては、先ほど申しました３つの点を中心に、外部委員を含めまして、委員の皆様に活発なご意見、ご審議をいただいているところでございます。しかし、今後の医療を取り巻く環境や社会情勢の変化等によりまして、市立病院の運営等についても、変化の必要性に迫られることも十分考えられるところでございます。これらを踏まえまして運営協議会のあり方、委員の構成等につきましても、今後どのように行っていくことがよいか、よりよいのか等々について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

質疑を終結いたします。

「議案第１９号」から「議案第２３号」までの５件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第２４号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

「議案第２４号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、お尋ねをいたします。まず、医療分についての改正なんですけれども、資産割がゼロということになっています。これは資産割を廃止という意味か、また、所得割、均等割、平等割の引き下げについて、そ

の理由をお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。
○医療保険課長（井桁政則）
　資産割につきましては、固定資産税との二重の負担であるとの指摘や営業資産でないものに課税する等の課題があること。また、福岡県では、将来的には３方式に統一されるということになっております。このようなことから資産割を廃止し、３方式に改めることが適当であるといった国保運営協議会答申を踏まえまして、廃止をしたものでございます。また、所得割、均等割及び平等割を引き下げた理由はということでございます。これにつきましては、平成３０年度からの新制度では、県が示します標準保険料率等を参考に、実際の税率を決定することとなっております。ことし１月に県から示されました本市の標準保険料率は、ほとんどの賦課区分で現行税率よりも低く、これを参考にしながら国保運営協議会答申を踏まえ算定しました結果、このような税率となっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　後期高齢者医療分についてお尋ねします。同じように資産割がゼロ％ということで、これは先ほど説明いただいた医療分と同趣旨かと思いますけれども、所得割、平等割の減額の一方で、均等割が３００円増額になっています。この理由についてお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。
○医療保険課長（井桁政則）
　これにつきましては、県が示しました標準保険料率では８０１６円となっております。これを千円未満を切り上げまして、８１００円としましたことで、現行比で３００円増となったところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　８０１６円を８１００円に切り上げたわけですね。介護分について、同じように所得割と均等割の減額が行われ、その一方で、平等割がゼロから、これは新設ということなんでしょうけれども、６７００円、増額になっていますけれども、その意味合いをお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。
○医療保険課長（井桁政則）
　この平等割６７００円につきましては、福岡県国民健康保険運営方針におきまして、標準保険料率の算定方式は３方式ということとされております。これに基づき、今回資産割の廃止とともに、介護納付金課税額の算定方式も３方式としたところでございます。平等割額６７００円は、標準保険料率の６６７５円を参考に算定をしたところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　最後にしたいと思うんですけれども、この改定によって、国民健康保険税は総額では、減税幅はどの程度になるのか。それができる財政的な裏づけは何なのか、お尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。

○医療保険課長（井桁政則）
　今回の税率改定によりまして、総額で約４億円の減税となる見込みでございます。また、新制度への移行に伴い、平成３０年度からは毎年約３４００億円の財政支援の拡充が図られます。また、国民健康保険事業費納付金制度が導入され、国保運営に必要な費用は、各市町村の医療費水準や所得水準等に応じて分かち合う仕組みとなっております。このようなことから、結果として本市では約４億円の減税が可能になるということでございます。
○議長（藤浦誠一）
　質疑を終結いたします。
　「議案第２５号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　「議案第２５号　飯塚市国民健康保険給付費等準備金基金条例の一部を改正する条例」についてお尋ねをいたします。まず、葬祭費なんですけれども、見込みはどのくらいを考えていますか。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。
○医療保険課長（井桁政則）
　平成３０年度当初予算額でお答えいたします。支給件数１７１件、支給額３万円で算定しまして、金額にして５１３万円を見込んでおります。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　葬祭費支給額を４万円から３万円に引き下げると、減額するということなんですけれども、その理由をお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。
○医療保険課長（井桁政則）
　新制度への移行に伴います事務の標準化の一つとしまして、福岡県国民健康保険運営方針で支給額は３万円と定められております。これに合わせ改定をしようとするものでございます。この理由といたしましては、県下では３万円としている市町村が最も多いことや、また、福岡県後期高齢者医療広域連合におきましても、支給額３万円となっております。そういうことから３万円となったものと考えます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　県下の中でこの３万円というのが多いということ、それから後期高齢者医療広域連合の統一レベルということをおっしゃいましたけれど、そのレベルに合わせるという判断、合わせなくてもよいわけですから、合わせるという判断は何によってしたのかをお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　医療保険課長。
○医療保険課長（井桁政則）
　今回の制度改革に当たりまして、福岡県、それから県下市町村との協議の場におきまして、先ほど申し上げましたような３万円としているところは多いということや、後期高齢者広域連合におきましても３万円としているというところで、３万円にしようということで決定をしたところでございます。
○議長（藤浦誠一）
　質疑を終結いたします。

「議案第２６号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。
「議案第２７号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
「議案第２７号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」についてお尋ねをいたします。日曜も開設しますということなんですけれど、利用のイメージについては、どういうことなのかお尋ねしたいと思います。
○議長（藤浦誠一）
子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
子育て支援センターは、乳幼児親子がいつでも交流や相談ができる場所を提供し、子育ての不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指すことを目的とした施設であります。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
保育所とは違うんですね。子どもが保護者と一緒に来て、ということなんですかね。
○議長（藤浦誠一）
子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
親子が一緒に来て、相談等を行う施設になっております。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
現在、本市で言うと、支援計画で子育て支援センター５カ所というところまで行き着かなくて、穂波が空白になっていますよね。また一方で、そうした状況の中で、ほかの自治体からも利用の方があるようであります。その広域的な利用あるいは穂波の関係、あわせてどういう感じなのか、お尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
穂波地区の子育て支援センターにつきましては、楽市、平恒統合保育所の建設にあわせて検討していきたいと考えております。それまでの期間は、街なか子育てひろば、また、ほかの支援センター、筑穂、庄内、頴田、こちらの支援センターを利用していただきたいと考えております。市外からの広域利用につきましては、街なか子育てひろばは、飯塚市内だけではなく、こちらは他の子育て支援センターも同様なんですけれども、近隣市町村や福岡、北九州からの利用も多くあっております。また、里帰りの際に利用される方や、子育て中のお母さんが市外の友人と街なか子育てひろばで待ち合わせをして利用されているという話も聞いております。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
バリアフリーで当然だと思うんですけれども、障がいのあるお子さんの利用についてはどう対応するようになっていますか。
○議長（藤浦誠一）
子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
障がいのある児童に対しても安心して利用していただける施設でございます。子どもの成長に

不安のある保護者が相談をされることもあります。現在では少数ではございますが、利用していただいております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今回、民間委託するということで、仕様書を読んでいくと、子育て支援センターの会議というものがありますね。子育て支援センター会議、年１０回以上開催するというのがあるんですけれども、これについて、どういうことなのかお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
　子育て支援センター会議は、街なか子育てひろばと筑穂、庄内、頴田の子育て支援センターの責任者が集まって、合同で行う合同育児講座、例えば、ベビーヨガや講師を招いたお話し会、子どもの病気、けがと虐待防止など、子育てに関する講座の計画や反省、また各支援センターでのイベント等の情報交換を行い、子育て支援センターをよりよいものにしていくことを目的とした会議であります。年間１０回程度の合同育児講座を行っているため、講座終了後に会議を行っております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　そこで、仕様書によると、今、子育て支援センター３つは民間委託で、今、街なか子育てひろばは、今の瞬間は公立なんですけどけれども、皆さんの提案では、この街なか子育てひろばも民間委託でいきますと、民間委託は４つ並ぶわけですよ。その中で、この街なか子育てひろばを受ける民間のＮＰＯが、４つのうちここが会議を主催し、そして、市にその状況も報告するということになっているんだけれども、それはどういう発想でそういうことになっているんですか。
○議長（藤浦誠一）
　子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
　現在、街なか子育てひろばは直営で運営しております。その中で、街なか子育てひろばが、現在、支援センターの取りまとめを行いまして、会議を行っております。引き続き、現在行っている業務を引き継いでいただきますので、こちらのほうについても委託業者と市の担当者と合わせたところで運営していきたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今までは公立でやっていたことを、公立の市の仕事も、統括的な仕事も、街なか子育てひろばのＮＰＯに任せようということなんですね。そこで、そのＮＰＯなんですけれど、ネットで当選者を確認しましたけれども、どういう提案をして、それは市の求める水準との関係ではどういう状況なのか。点数は７９点ということなので、１００点から随分開きはありますけれど、そこのところはどういうふうに見ているのかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　子育て支援課長。
○子育て支援課長（松岡貴章）
　今回委託先決定に関しましては、公募型プロポーザル方式を用いております。飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会で選定し、委託先を決定しております。委託先の特定非営利活動

法人つどいの広場いいづかは子育てボランティアの集まりで運営され、子育てに関するイベント等も多く実施されており、子育て支援に関する活動を１５年にわたって行っている、実績のある団体です。過去に子育て支援センターを運営した経験と実績、また、運営スタッフには保育士有資格者４名と看護師１名を含む１０名程度の体制での運営を予定しており、安心して任せられる法人と考えております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

委託料の算定基礎はどういうことになっていますか。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

委託費としましては、人件費、謝礼金、消耗品等の需用費、研修会費、負担金等で算定しております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

人件費は何に基づいて算定しているんですか。何を基礎にしていますか。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

すみません。委託費の内訳については非公開とさせていただいております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

いずれ次の質問との関係で出てきますけれど、次にいきますけれど、そこで日曜日開設、利用者の希望に応えると。これはいいじゃないですか。やればいいですよ、大事なことなんだから。それを市がやらなくて、民間に委託するというのはどういう考え方なのかということを聞きたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松岡貴章）

平成２９年度は、街なか子育てひろばは、正規職員２名、臨時職員２名、いずれも保育士の資格を有するもので運営しております。日曜日の開所となれば、現在は２９６日ほどですが、３６１日の開所となります。開所日の日数をふやすとなると、職員増を行う必要がありますので、現在公立保育所では保育士不足が続いている状況であり、保育士の確保が困難な状況であることから直営での運営は難しく、民間活力を活用した運営を行うものです。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

今の答弁をそのまま聞いていると、市長、そうかなと思っているから条例改正を出すんでしょうけれど、公立保育士の確保が難しいですか。私は民間の保育士確保のほうが難しいと思いますけど。だから今苦労しているわけでしょう。公立の保育士の確保というのは難しくない。８人募集かければ、６、７倍の方が応募してくるんだから。８人を採用するほかは、みんな断っているわけでしょう。ですから、公立保育士の採用が困難というのはまやかしなんです。それは根底的

には、公務員をこれ以上減らさないというふうに決めているのに、もっと減らそうという意図があるのかなと心配するぐらいですよ。体育館の無駄遣いとか、考えていけばこういう子どものための、目の前のことに公が責任を負うということにお金を節約する理由は何もない。しかも、どこを節約するかというと人員を減らすわけじゃないでしょう。民間で働く人の給料は公務員賃金の何割でよいとかいうような発想が根底にあって、しかもそれは何割ですかと聞いても、それは非公開となっておりますと。誰が非公開と決めたんですか。だから民間委託だとか指定管理だとかいうと、民間の場合は賃金が公務員より低くて当たり前というようなことだと、日本全国、ワーキングプアがふえ、そして過労死水準にいきかねない、そういう問題があろうかと思います。指摘して、この質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

質疑を終結いたします。

「議案第２８号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

「議案第２８号　飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」についてお尋ねいたします。まず、名称の変更の問題について、どうしてこういうふうに名称を変えるのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（大庭宏徳）

今回、国において障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法といった差別の解消を目的とした法整備が進められたことに伴い、部落差別を初め、障がい者、外国人の差別等、あらゆる差別の解消の推進に向けた市の方針を明確にすることを目的に、同条例の題名を改めるものです。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

もともとの条例は、国のどの法律とリンクしているんですか。

○議長（藤浦誠一）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（大庭宏徳）

日本国憲法が最高法規でありますので、その理念により個別の法律が、今回施行をされております。それに伴って、本市も今回この部落差別解消法を挙げております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

もともとのこの条例によって立っていた法律と、先ほど紹介のあった法律はかかわりがない、流れが全然別なんですよ。竹に木を継ぐようなことからこういう不思議な名称をつけるに至るわけですよ。飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例、これは法律に基本法的な精神が入り込んできているためにこういう名称になっていると思いますね。そこで、次に、第１条中、日本国憲法が、先ほど答弁があったようにきちんとあるわけだけれども、今度は新たに、その後ろに、「及び部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令」というのを加える意味、日本国憲法がきちんと座っているのに、及び丸々の法律というのをなぜつけ加えるのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回の、差別の解消に関する幾つかの法律が施行されていることを受けて、本市においてもあらゆる差別の解消を推進するために条例を改正するものです。一例として部落差別解消推進法を挙げているものです。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　おかしいよね。それから、従前には「いじめ」という言葉があったんですけれども、これを削除するということになっていますね。これはなぜ削除するんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回、外したのではなく、あらゆる差別に含ませております。今回において差別の解消を目的とした国の個別の法整備が進められたことに伴い、「部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別」という表記にしております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　「いじめ」という言葉は外していないんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　表記からは外していますけれど、あらゆる差別に含ませております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　「部落差別をはじめ、あらゆる差別」の中に包含されてないんですか。いじめはあらゆる差別に入るわけですか。部落差別は、「あらゆる差別」の中に包含されないんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　表記が「部落差別をはじめ、あらゆる差別」ですから、部落差別も入ります。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　それも削除したらいいじゃないですか。それから、「平和で明るい地域社会の実現に寄与すること」、これを削除しましたね。この「平和で明るい地域社会の実現に寄与すること」を削除するのはなぜですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回、「平和で明るい地域社会」は、差別の解消のみをもってその実現を図ることはできませんが、国における差別解消を目的とした法令の施行前、本市においては、あらゆる差別の解消をこれまで以上に推進するために提案した改正条例であることから、その目的、差別の解消に特化して、今回差別のないまちづくりの実現を目指すものということで改正を提案しております。

○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　「平和で明るい地域社会の実現に寄与すること」を削除し、そしてかわって、「差別のないまちづくりを実現すること」を盛り込んでいるんですね。この包含関係は何もわからないでしょう。整合性は何もないじゃないですか。
　それから、「国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り」というのが盛り込まれましたね。これは何のために盛り込んだんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回、国と県との所管業務を考えながら、市としてできる役割を果たすことはもとより、領域外の業務に関して、その実施を国、県に働きかけることにより、市の役割を認識しつつ、国、県とも連携を図っていくということで挙げております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　これ、当たり前のことなんでしょう、普通。こういう当たり前のことをなぜ織り込むのか、理由がないと法律はいじられませんよ。こういう、何ていうか普通行政上は当然のことを、あえて織り込む一方で、あなた方が絶対になくしてはいけないものをなくしますね。「基本的人権を擁護」という言葉を削除しますね。では、なぜこれを削除するんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回、改正条例の第１条の目的に、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法」とあるということで、削除はしておりません。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　施策の推進の中から削除しているじゃないですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　第１条の目的に、その分が表記してありますので、旧第４条の分については外しております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　では従前、なぜその「市の施策の推進」の中に基本的人権を入れていたんですか。間違っていたんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回、市の施策の推進については、改正案において、４条、５条、７条と具体化して表記をしております。
○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
私が今言ったのは、市の施策の中からなぜ基本的人権を削除したのかと。上にあるからいいんですっていう言い方でしょう。じゃあ今までなぜ入れていたんですかということになる。当然の疑問でしょう。そこで、「相談体制の整備に努めるものとする」というのが加わってきています。これはどういうことですか。何の、どういう相談体制をつくろうということなのか。委託したりするのかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
今回の相談体制の整備につきましては、相談に的確に応ずるため、部落差別を初めあらゆる差別の解消を推進するため、今後はワンストップの相談、アウトリーチの相談窓口などを念頭に相談体制の整備を進めてまいりたいということで考えております。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
相談窓口というのはどういうイメージですか。どこにつくるんですか。誰がするんですか。委託をするようなことは考えていないんですか。
○議長（藤浦誠一）
人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
今後は今、質問議員言われたことを含めて検討していきたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
既にあるじゃないですか、この相談体制というのは。その相談体制がこういうことだから、このように改変するとかいうような話だと議論もしやすいんだけど、今まで全くなかったような感じで言われても困るでしょう。同和推進団体に何億円も補助金出して、相談してもらうようになっているじゃないですか。市も相談することができるでしょう。それから、男女共同参画推進条例の中のオンブズパーソン制度もあるじゃないですか。あるんですよ、既に。それなのに、部落差別を初めとするというふうに名前が変わると、新しい相談体制が、何が必要かというのはわからないわけです。それから実態調査をするといいますね。これはどういうことをイメージしているんですか。
○議長（藤浦誠一）
人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
ここでいう実態調査といいますのは、部落差別を初め、障がい者、外国人への差別等、あらゆる差別をなくすための施策を実施するために必要な調査を行うこととし、今後、調査の方法、対象など調査の内容について検討していきたいと考えております。
○議長（藤浦誠一）
７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
実態調査というのは、こういうところに書き込まないんですよ。相談体制とか実態調査とか、こういう中には書き込まない。目的に寄与することができる事業を行うと書くわけですよ。あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するために、実態調査といったら、何していいかわから

ないでしょう。既にそれぞれ行政上の分担があるじゃないですか。男女共同参画推進課とか、女性差別にかかわることを扱うわけでしょう。労働問題もあれば。そこで、今回の条例改正について、部落解放同盟の意見は聞いたか、また、その意見はどうであったかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　昨年の１１月から本年の１月にかけ、４回の協議を行っております。部落差別解消推進法などの国の法律の施行を受け、この法の中で求められている相談体制の充実、教育及び啓発などについて、どう市条例に反映させていくかなど、協議を行っております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　私が、なくすものはなぜか、新たににつくろうとするものはなぜかということを聞いたんだけど、それぞれについては、解放同盟は何と言ったんですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　国の法律に載っている分についての協議をいたしまして、その分については最低限、協議事項として協議をしております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　部落解放同盟の了承を得たということなんですかね。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　協議をしたということでございます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　了解は得てないのか、お尋ねしているんですけど。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　所管課のほうへの要望はあっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　ちょっと落ちついて話を聞いて下さい。部落解放同盟の了承を得たのかと聞いているんですよ。
○議長（藤浦誠一）
　暫時休憩いたします。

午後　２時０４分　休憩

午後　２時０４分　再開

○議長（藤浦誠一）
　本会議を再開いたします。市民協働部長。
○市民協働部長（森口幹男）
　部落解放同盟との協議という話ですけれども、条例の制定につきましては、団体のほうからは部落差別解消推進条例という単独条例という要望が上がってきております。そういった中で、平成２８年には御存じのとおり障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、今後、ＬＧＢＴの関係の法律が制定される中で、市としましては全般的な差別推進条例というような形での取り扱いでしかできないという形でこういう結果になっております。ですから、質問者が言われるように、団体の理解を得られたのかというところになりますと、はっきり得られたという返事はできかねます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　それでは、同和会とはどういう話をして、意見を聞いたのかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　今回は、ことしの２月１日に条例案についての説明に行っております。意見は何も出ておりません。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　それは、了解を得られたという意味ですか。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　一定の理解を得られたと思っております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　今の答弁は了解を得られていないというふうに受けとめますけど。全体についての了解は得られていないんですね、今の答弁は。
○議長（藤浦誠一）
　人権・同和政策課長。
○人権・同和政策課長（大庭宏徳）
　条例案については一定の理解を得られております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　全体についての理解は得られていないという答弁ですね。そういう答弁でしょう。私、さっきから聞いているでしょう。これを削除し、これを入れますということについて、意見を求めるでしょう。それについての具体的な答弁がさっきから全然できないよね。一定の理解を得られたということは、いいですよっていうことではなかったという、普通、日本語ですよ。だから了解を得られていないと。そこで、もう最後にしますけれど、この「部落差別をはじめとする」とかい

うのがなぜ出てくるのかっていうのもあるんだけれども、そもそも。飯塚市はこの条例改正をする資格があるのかということを聞きたいんですよ。資格があると思っているのかどうか。つまり、あなた方が同和対策施設条例について、１０年くらい言っていますよ、その別表において、あなた方は旧同和地区を類推させるという答弁をしたことがあるけれども、明確に地名、番地まで、事もあろうに、その法律の中に書き込んでいるじゃないですか。しかも１００％、解放同盟や同和会の了解のもとに、この条例をつくって、これほど議会で大きな問題になっても一般条例に変えようともしない。ここが旧同和対策事業の対象地ですよというのをずっとあなた方は言い続けているんだ。そして、「部落差別をはじめあらゆる差別の解消」という条例改正を出しますよ。あなた方の基本的人権についての認識を問いたい。

片峯市長、こういうふうに考えてみた場合、この条例そのものを出す資格、改正を出す資格はあなた方はあるかどうか答弁してください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

議員が言われます表題も含めてでございますけれども、現行の人権擁護に関する条例で、これは表題としては人権擁護に関する条例と表しておりますけれども、新旧対照表にはございませんけれども、３条において、例えばの表記でございますけれども、最終的な件として差別をなくすための施策に協力するものとする。これは市民の責務としての表記でございます。先ほど質問議員が言われますように、第４条では、「基本的人権を擁護し」という表記は今回外れておりますけれども、その最後には「差別をなくすために必要な施策の推進に努めるものとする」というような、これは市の施策の推進の表記で、そういう表記をいたしております。新旧対照表には載っておりませんけれども、推進体制の充実、ここの表記は、「市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする」というような表記の中で、人権擁護に関する条例とうたいながら、差別を解消することを主目的とした表記となっております。

今回、質問議員が指摘されますように、人権擁護に関する条例を「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」というような形に変えております。そういった形で現人権擁護に関する条例が、表題がこうなったにもかかわらず、中身の条例の表記としては差別をなくす条例というような読み取りに重点が置かれておる条例でございますので、今回、この人権擁護に関する条例の改正に至ったものでございます。

言われますとおり、人権侵害、人権擁護に関する条例というものも、先例市では相対的な人権擁護に関する条例を定めておる自治体もございます。先週の答弁でもありましたように、国においては人権擁護の関連法案が上程されるも成案に至っておりません。質問議員が言われますとおり、今回はこういう形で差別の解消に関する条例を、条例の変更という形で提案させていただきます。言われる人権擁護に関する条例の必要性を感じておりますので、今後、国の動向を見ながら研究を重ねて、差別とは別の人権擁護というのも状況によっては必要かというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

同和対策施設条例別表によって、あなた方が不当な差別を行政権力によって、もう十何年とやり続けている。この立場と、今度本当にその差別がどうだとあなた方は言っているんだけど、その立場は両立するのかと言っているわけです。資格があるのかと、そもそも。同時に、例えば同和特定目的住宅というのは今ないでしょう。旧で言えば１７０戸くらいあるんですよ。ここはもう一般施策で、一般公募にかけなければならないでしょう。平成１４年以降はそうするべきなん

です。もう何の法律もないんだから。ところがあなた方は、解放同盟に、あるいは同和会に特別会費を何万円って決まってないですよ、特別会費を払ったものについては、随時優先入居を認めているじゃないですか。１７０戸を、不動産会社でもないのに、解放同盟に事実上の管理、運営を任せてしまっている。これは差別じゃないんですか。市の税金を払っても、その住宅に入れない。解放同盟に特別会費を払えば入れる。普通に税金払っている人は公募にもかけられない、応募もできない。そんなことをあなた方は、部落差別をなくそうという名のもとに、法律もないのにやり続けていて、今度こういう条例改正ができる立場にあると思いますか。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員にお願いいたします。討論ではありませんので、意見ではなく、議題の範囲内で質疑をしていただきますようにお願いいたします。

○７番（川上直喜）

ですから、同和対策施設条例のことを言いました。それから市営住宅のことを言いました。あなた方がやっている立場から言えば、これを改めるのが緊急の課題だけれども、今度の条例を出す立場にもないと思います。市長、この際もう撤回しませんか、この条例改正は。答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

言われます私どもの所管で言いますと同和施設条例、そのものを議員の言われるのも一つございます。旧法の施行後も同じような形で管理している状況がございますので、改めるところは順次改めていきたいと考えております。今回の条例につきましては、先ほど私が説明させていただいたとおりでございます。どうか賛同をお願いしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後　２時１７分　休憩

午後　２時２５分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

「議案第２９号」について、７番　川上直喜議員の質疑を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

「議案第２９号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」案についてお尋ねいたします。基準額の引き上げの事情をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部次長。

○福祉部次長（石松美久）

第６期に比べまして引き上げられたその事情ということでございます。平成３０年度からの３年間の第７期の基準額が引き上げとなった主な要因としましては、第７期期間中の高齢者人口の増加に伴いまして、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の見込みの増加が主な要因となっております。

○議長（藤浦誠一）

７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）
　基準額設定の算定根拠をお尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　算定根拠につきましては、第７期期間中の介護給付費の総見込み額、これが約４２３億円となっております。そのうち６５歳以上の第１号被保険者が負担します割合２３％を乗じまして、準備基金の取り崩し額、約３億７千万円ございます。それと第７期期間中の保険料の収納必要額が、準備基金の取り崩しによりまして、それを充当しまして、保険料の収納必要額、これが約８７億円となります。その必要額をもとに、予定収納率延べ総被保険者数及び月数で除して、保険料基準額の月額を算出しておりまして、第７期については基準額が月額６６００円、年額が７万９２００円となっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　平成１２年、第１期以降の基準額の推移をお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　第１期、これが平成１２年度から１４年度までとなっております。この第１期の基準額が３３９６円でございます。第２期、これが平成１５年度から１７年度までになっております。これが３９３５円。第３期、平成１８年度から２０年度でございます、４９７５円。第４期、これが平成２１年度から２３年度で４９７５円、ここは変わっておりません。第５期、平成２４年度から２６年度の３年間、これが５８９０円。第６期、今期でございますが、平成２７年度から２９年度、これが６３８０円。第７次、平成３０年度からの３年間になりますが、６６００円となっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　２倍ぐらいになっているんですけれども、事業者として、被保険者の負担感についてどう受けとめておるのかお尋ねをいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　第７期の保険料につきましては、先ほど述べましたように、第６期に比べて引き上げとなっております。保険料の負担感は増すことになろうかと思います。本市におきましては、介護給付費が県内他市に比べて高い水準でございます。どうしても、そのことに伴いまして、被保険者の方にご負担いただきます保険料も高くなっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　その認識からして、このように引き上げるべきではないのではないかと思いますけれども、軽減の手だてについてはどのように考えておられますか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。

○福祉部次長（石松美久）
　第６期期間中の平成２７年度から国の施策によりまして、低所得者の保険料負担軽減のために公費を投入いたしまして、所得段階の第１段階の乗率を０．５から０．４５に引き下げを行っております。これにつきましては、第７期においても継続して実施いたしますとともに、第７期については、本市独自に第２段階の乗率につきましても０．７５から０．７へ引き下げを行っております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　それで介護保険を利用する方が少なければ少ないほうが受給量が減るわけですから、介護保険料も本来ならば、低く抑えられるという発想かもしれませんけど、介護保険料は上げますよと。利用料の負担は高いですよということで、介護保険料を払っても、実際には自己負担の大きさなどにもよって介護保険が必要な人が受けにくいという状況があるわけですけれども。そこで、利用料の負担について、１割、２割、それから国の方向を見ていますと３割というのも、利用料、考えておるようですけれども、そこのところ、介護保険料の問題とのかかわりで状況を少し説明してもらえますか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　負担割合ごとの利用者数ということで、最新の実績で把握できるものについてご報告させていただきます。平成２９年１１月末現在での対象者数ということで、２割負担の方が約４００名いらっしゃいます。認定者数の全体の約６％、１割負担の方が約６８００人いらっしゃいます。認定者数全体の約９４％でございます。多くが１割負担ということになっております。また本年８月から、２割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を３割にすることとされておりまして、３割負担の対象となる見込み者数につきましては、全国においては２割負担者の割合が約９％、そのうち３割負担となるものの見込みが約３％となっております。本市における対象者見込み数につきましては、２割負担者が約６％で４００人程度でありますことから、３割負担者は約２％前後で１３０人程度になると想定されます。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　この２割、３割にすることによって、会計上の改善とかいうのはもうほとんどないわけですよね。にもかかわらず、なぜするのかというと、これは政策的な意味合いで利用抑制を全体に対して行っていくという意味合いがあるのではないか、心配するわけです。やっている当事者はそれに気がつかない。本当に必要な人が考えたときに、利用抑制になっている。ここに事業者が気がつかないというところが恐ろしいと思うわけですね。同じような意味合いで、高額介護サービス費の引き上げなんですけれども、その影響はどのように考えておるかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　まず高齢介護サービス費とは、利用者が介護サービスを利用する場合におきまして、所得の状況に応じて月々の負担上限額が段階的に設定されておりまして、月に支払う利用者負担額がその上限を超過したときに、申請によりましてその超過した分を払い戻すものとなります。本市における影響ということでございますけれども、改定の前後３カ月間で比較をしてみました。改定、これは第４段階、課税世帯が対象となりますが、対象人数としては、改定前が２６０人で、改定

後１７６人が対象者ということになっております。支給額につきましては、１人当たり１万２５３９円が、改定後は９９０２円ということになっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　介護保険料の基礎となる給付なんですけれども、給付の適正化と呼んでいるものがありますよね。それの影響はどのようになっているかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　給付の適正化に関してでございますが、まず、要介護認定の適正化につきましては、認定調査員による訪問調査や主治医意見書をもとに、まずコンピューターによる１次判定を行います。そして専門職の方で構成されます認定審査会におきまして、２次判定を行っておるということで十分なチェック体制が機能しておると認識しております。それとまた、ケアマネジメントの適正化につきましては、ケアマネージャーの協議会と連携をとりまして、基準解釈レベルを合わせるような学習会での説明会や、研修会の実施などによりまして、ケアマネジメントの適正化を図っておるところでございます。また、ケアプランチェックに関しましては、その目的として利用者がサービスを利用するに当たっての一連の手順が適正に実施されているかなどを点検するものでございます。ケアマネージャーと意見交換をしながら、利用者本意の居宅サービスの利用についての適正化を図るものでございます。全体通しまして、利用者にとって過不足のない必要かつ適正なサービスの選別をする。必ずしも給付費削減のみを目指すものではなく、ケアマネージャーの資質向上及びケアマネジメントの適正化を図ることとして実施しております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　国の法改正、改悪によって、要支援１、２の方の通所サービス、家事サービスが介護保険から外されました。これによる介護保険会計への影響はどの程度と考えていますか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　今年度から総合事業というものを実施しております。従来の国基準のサービスもございますし、新たに緩和した基準によるサービスを加えまして、多様なサービスの充実によりまして、利用者にとりましてはさまざまな選択ができるものとなっております。この中で、今年度給付から事業への移行を行っておりまして、第７期総合事業の積算につきましては、平成２８年度以前３カ年の介護予防訪問介護及び通所介護の給付費の平均額をベースとしまして、当該給付費の３カ年の伸び率や今年度移行期間中における総合事業利用者の比率などによりまして、第７期期間中における年間の総合事業費を見込み、積算をしております。給付費と事業費とを比較した場合には、事業費は減少しておりますが、高齢者人口の伸びや、中・重度の認定者数の増によりまして、介護予防訪問介護及び通所介護以外の給付費の増加見込みなども含めて、総合事業以外の増加要因により、保険料基準が増加したと見込んでおります。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　先ほど言った２つのサービスを介護保険から外したことによる影響というのは、金額的にはわからないですか。

○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　地域支援事業等につきましては、３年間の合計で大体２６億円程度となっております。一方、総給付費全体で言いますと、介護保険給付費全体は、先ほど申しましたように４２３億円という数字になっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　そうすると、２６億円分のサービス事業量が移行していったということですね。それでは、第１期のときに３３９６円が基準額だったのですが、新年度からは、７期は６６００円という基準額の状況で、また、他都市と比べても高いというわけですから、低所得層の比較的多い本市としては、その負担というのは相当大きいと思います。それで、年金が２倍になったわけでもなく、給料が２倍になったわけでもない中で介護保険料が２倍だというのは大変なんですが。それで、滞納がかなりのボリュームになっていると思うんだけれども、どういう状況になっていますか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　今の滞納状況についてご説明申し上げます。過去３年の実績で申しますと、滞納状況につきましては、平成２６年度末が滞納者数が１１９８人、滞納繰越額が約７０３０万円となっております。平成２７年度末が滞納者数１１６５人、滞納繰越額が約７８７０万円となっております。平成２８年度末が滞納者数１０４３人、滞納繰越額が約７６４０万円。また、平成２９年度末につきましては、決算見込みでございますが、滞納者数が９８６人、滞納繰越額が約７２３０万円の見込みとなっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　そこで、その滞納状況に陥っている方に対するペナルティーというのが心配されるわけですけれども、どういう状況にあるかお尋ねします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　介護保険料の滞納者に対する給付費制限の実施状況につきましては、過去３年の実績で申しますと、平成２６年度が６件、平成２７年度が１８件、平成２８年度が１４件となっております。平成２９年度につきましては、３０年２月末現在で１２件となっております。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　この方々が必要だから、生きていくのに必要だからということでサービスを受けようとすると、利用料が３割と。普通到底、利用できませんよね。そうすると生きていけないという危険性が高いんだけど、そうした方々にきちんと身体の状況、精神的な状況はどうなっているかということで、給付制限をした相手の方の状態を市がきちんと状況把握して、必要なだけの介護が受けられるように、特別の手だてを考える必要があると思います。どんどん高くなっている介護保険料なんですけれど、今回、引き上げをせずに据え置くためには、要するに、国がしかるべく地方介護保険会計に対する応援をすればいいと思うんだけれども、据え置きのためには、どの程度の財源

が必要と思われるか、お尋ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部次長。
○福祉部次長（石松美久）
　第７期の保険料基準月額につきましては、さきに答弁しましたとおり６６００円と設定をしております。第６期につきましては、６３８０円になりますので、この金額に据え置くためには、基金の取り崩し額によるとした場合で申しますと約６億６千万円が必要となります。第６期の基金残高の決算見込み額が約３億９千万円でございますため、不足分については借り入れをするという形になります。
○議長（藤浦誠一）
　７番　川上直喜議員。
○７番（川上直喜）
　私は、高い介護保険料を積み立てた基金を、事実上、今、取り崩すとかいうことも必要かもしれませんけれど、もう限界を超えているわけですから、国に対し、しかるべく地方支援を行うように要求して、今回値上げは撤回してはどうかと思いますけど、撤回する考えはありませんか。
○議長（藤浦誠一）
　福祉部長。
○福祉部長（山本雅之）
　先ほど来、次長が説明いたしましたとおり、市の介護保険事業を安定して実施していくためには今回の改定が必要でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
○議長（藤浦誠一）
　質疑を終結いたします。
　「議案第３０号」から「議案第３３号」までの４件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。
　「議案第３４号」及び「議案第３５号」、以上２件について、２６番　道祖　満議員の質疑を許します。
○２６番（道祖　満）
　定住自立圏形成協定の締結についての議案２件でございますけれど、６４ページを開いていただいたらちょっとわかりやすいんですけれど、ここに具体的な項目がいろいろ出てきております。これは嘉麻市との関係でございますけれど、ここで子育て支援のところが出ているわけですよ。支援体制の充実に取り組むというふうになっております。今現在も、嘉麻市と桂川町とは広域保育行政をやっております。この広域保育行政というものは、私が子どもを保育園で預けていたときの経験から言いますと、職場に近いところに子どもを預けるほうが、保育園としては子どもが病気などをしたときに、非常に保護者に連絡がとりやすいから、事業所の近く、勤め先の近くの保育園に入れてくださいという要望があって、今は飯塚市と嘉麻市、桂川町には広域保育に取り組んでおるわけです。そのはずだったと思います。それから下のほうを見ますと、産業振興というのがあります。この産業振興の人材確保を支援するというふうになっております。これも先ほど言いましたように保育行政の広域化とつながってくるわけですけれども、ただ、私が何を言いたいかといいますと、定住自立圏構想については、これは結構なことなんですけれど、相手先のデータは何も示されていない。嘉麻市の現状が、人口が幾らなのか、桂川町の人口は幾らなのか、将来の人口動態がどうなっていくのか。そして、今さっき言いましたように、広域保育行政をしたときに、飯塚市から嘉麻市のほうにお預かりいただいている子どもたちがどれぐらいいるかとか、就業者が飯塚市にどれくらい出てきているか、そういうものが一切示されていない。このことを考えますと、この議案審議の中において、具体的な資料で取り寄せて、きちっと将来を見つめて議論をしていくべきではないかと思いますけれど、その点はどのようにお考えなのか、お尋

ねいたします。
○議長（藤浦誠一）
　総合政策課長。
○総合政策課長（久家勝行）
　定住自立圏構想は、今質問議員が言われますとおり、自治体間の連携協定という重要な事項と考えておりますので、この議案の付託委員会での審議の際につきましては、今回提案しております協定に基づく連携事業の案、それから今後の協議スケジュール、嘉飯圏域の現状、将来人口の推計、圏域間の人の流れなどの資料を提出させていただきます。そのほかにも、全国の取り組み状況、それから、この協定を結ぶことでの国の支援制度などの資料につきましても、合わせて提出させていただいた上、審議をお願いしたいと思っております。
○議長（藤浦誠一）
　２６番　道祖　満議員。
○２６番（道祖　満）
　ぜひお願いいたします。それとともに、今議会の中で示されるものは示していただけるとは思いますけれど、やはり将来のことについてはいろいろな動きも出てくるでしょうから、この定住自立圏を形成していくに当たってはやはり、その都度その都度、変化があれば、きちっと委員会なり、議会なりに報告をしていただきますようお願いしまして、質問を終わります。
○議長（藤浦誠一）
　質疑を終結いたします。
　「議案第３６号」から「議案第３９号」までの４件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。
　議題中、「議案第１号」、「議案第２号」、「議案第４号」から「議案第１８号」までの１５件、及び「議案第２１号」から「議案第３９号」までの１９件、以上３６件については、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。
　次に、「議案第１９号」及び「議案第２０号」、以上２件についてお諮りいたします。本案２件については、経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
　「議案第５５号　平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第８号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。
○副市長（梶原善充）
　ただいま上程になりました予算議案の提案理由の説明をいたします。「議案第５５号　平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第８号）」につきまして、ご説明いたします。３ページをお願いします。第１条で規定の予算総額に３億１６４３万６千円を追加して、予算の総額を６３８億２４４２万１千円としようとするものでございます。今回の補正は、国の補正予算に伴う関連事業の追加分に係る経費を補正するものでございます。なお、今回の補正予算と平成３０年度当初予算で重複して計上しております事業がございますが、この重複分につきましては、新年度の補正予算において減額調整をさせていただきます。
　第２条、繰越明許費の補正は５ページをお願いいたします。第２表に記載しておりますように、大分小学校大規模改造工事の事業につきましては、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。また、小学校費、空調設備整備事業、以下２件の事業につきましては、事業費の変更に伴い、金額の変更を行うものでございます。
　第３条、地方債の補正は、６ページをお願いいたします。第３表に記載しておりますように、小学校施設整備事業費、以下２件につきましては、起債対象事業費の増に伴い、限度額を変更す

るものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は議案付託一覧表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

提出されております請願が１件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおり、請願第１４号は総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。明３月６日から３月１９日までの１４日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって明３月６日から３月１９日までの１４日間は休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦労とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時５６分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２７名　）

１番	藤浦誠一	１６番	吉田健一
２番	佐藤清和	１７番	福永隆一
３番	瀬戸　光	１８番	城丸秀髙
４番	兼本芳雄	１９番	松延隆俊
５番	光根正宣	２０番	上野伸五
６番	奥山亮一	２１番	田中博文
７番	川上直喜	２２番	鯉川信二
９番	明石哲也	２３番	古本俊克
１０番	秀村長利	２４番	森山元昭
１１番	永末雄大	２５番	勝田　靖
１２番	田中裕二	２６番	道祖　満
１３番	守光博正	２７番	坂平末雄
１４番	江口　徹	２８番	平山　悟
１５番	梶原健一		

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
議会事務局次長	許斐博史	議事調査係長	太田智広
議事総務係長	岩熊一昌	書記	宮嶋友之
書記	山本恭平	書記	伊藤拓也

◎　説明のため出席した者

市長	片峯誠	総合政策課長	久家勝行
副市長	梶原善充	人権・同和政策課長	大庭宏徳
企業管理者	石田愼二	医療保険課長	井桁政則
総務部長	安永明人	子育て支援課長	松岡貴章
行政経営部長	倉智敦	企業管理課長	實藤和也
都市施設整備推進室長	髙木宏之		
市民協働部長	森口幹男		
市民環境部長	中村雅彦		
経済部長	諸藤幸充		
福祉部長	山本雅之		
都市建設部長	鬼丸力雄		
教育部長	久原美保		
企業局長	中村武敏		
公営競技事業所長	山本康平		
福祉部次長	石松美久		
都市建設部次長	今井一		